## 奄美市教育委員会二〇一五年

# 史跡赤木名城

鹿児島県奄美市

### 史跡赤木名城跡 保存管理計画書

2015

奄美市教育委員会



史跡赤木名城跡航空写真 (▼印は,左側が南側曲輪群,右側が北側曲輪群)

#### 序 文

奄美市立赤木名中学校の裏山に、史跡赤木名城跡は所在しています。その山麓には、年間を通して枯れることがない湧水があり、伝統ある招魂祭相撲で選手たちが力水を汲むために必ず訪れます。また、その湧水がある山裾には、秋葉神社が祀られ、集落の方々の拠り所として、管理が行き届いた清らかな空間が保たれています。

その山の上から、城跡が確認されたのは約30年前のことですが、そのような遺跡が中学校の裏山に残されているとは、当時は誰も知らない事実でしたので、集落の方々も驚かれたのではないかと思います。その後、専門家の先生方が現地調査を重ねられて、非常に重要な遺跡であるとご指導を賜り、笠利町教育委員会(当時)による本格的な調査が開始されることになりました。その結果、沖縄県の世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のような大型城塞型グスクとは異なり、本土地域の中世城郭の範疇に含められると考えられる遺跡であることがわかり、平成21年2月に国の史跡に指定していただきました。

史跡が所在する地元の里集落では、日頃より史跡周辺の清掃活動をはじめとして、史跡の保存管理にも献身的にご協力をいただいております。そうした地域住民の方々が大切にしていただいている史跡について、きちんと次世代に伝えていくため、このたびの保存管理計画策定事業に臨ませていただきました。史跡の恒久的な保存管理を実践するための計画策定結果が、この計画書です。今後の史跡の保存管理の礎として、十分に活用されることを願っております。

最後になりましたが、今回の保存管理計画策定にあたり、真摯に議論し、ご指導賜りました「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」委員の皆様方に御礼申し上げます。特に本書刊行まで、重ねてご来島いただき、細やかなご指導を賜りました石上英一先生・三木 靖先生・池田榮史先生・木方十根先生の専門委員の先生方、文化庁文化財部記念物課、鹿児島県教育庁文化財課の先生方に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

奄美市教育委員会 教育長 要田 憲雄

#### 例 言

- 1. 『史跡赤木名城跡保存管理計画書』は,鹿児島県奄美市笠利町に所在する国指定史跡赤木名城跡における適切な保存管理を持続的に維持するため,保存管理の具体的方法を示した計画書である。
- 2. 「赤木名城跡保存管理計画策定事業」は、平成 25・26 年度に文化庁の史跡保存管理計画等策定費国庫補助金を受けて、奄美市が実施したものである。
- 3. 「赤木名城跡保存管理計画策定事業」の実施に際して、「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」を設置、奄美市教育委員会文化財課が事務局を務めた。「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」における協議を経て、本書がとりまとめられたものである。
- 4. 「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」の協議から、本書の発行に至るまで、文化庁文化財部記念物課及び鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係の指導・助言をいただいた。
- 5. 本書の執筆・編集は、奄美市教育委員会文化財課が担当した。
- 6. 本書に収録されている挿図・図版等の資料については、奄美市教育委員会事務局文化 財課(奄美市立奄美博物館)に保管されている。

#### 目 次

#### 序 文

第1章 計画策定の目的	1
<ol> <li>保存管理計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	1
第2章 史跡赤木名城跡の立地環境――――――――――――――――――――――――――――――――――――	8
1 奄美市笠利町の地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章 史跡赤木名城跡の基本情報 2	22
1 史跡指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 25 25

第 4 章 保存管理計画————————————————————————————————————	42
1 保存管理計画の基本方針	42
2 史跡を構成する諸要素	42
(1) 史跡の本質的特徴を示す要素	
(2) 史跡に関連の深い要素	
(3) 史跡の保存管理上で調整が必要な要素	
3 史跡の構成要素による地区区分と保存管理	46
(1) 保存管理計画対象地域の大別	
(2) 地区別の保存管理方針	
4 現状変更に対する取り扱いの方針及び基準	52
(1) 現状変更の許可区分と手続	
(2) 現状変更における法的根拠	
(3) 現状変更の許可申請が必要となる行為	
(4) 現状変更に対する取り扱い基準	
5 植生管理に対する取り扱いの方針及び基準	57
6 史跡指定範囲における関係法規制	58
第5章 今後の課題	62
1 今後の史跡活用に対する考え方	62
2 今後の保存管理体制の充実	62
付 編 史跡赤木名城跡をめぐる歴史的概観————	64
= 36/4/4   F/96/4   E256/4   1/34	64
(1) 1450年 - 琉球の鬼界征討の前線基地としての笠利	
(2) 1466 年一中山王尚徳の鬼界島遠征 (2) 中里東京 かながりに見	
(3) 鬼界島平定と笠利半島	07
<ul><li>2 奄美群島の中世城郭研究からみた史跡赤木名城跡</li></ul>	67
(2) 中世の琉球史とグスク (2) 本美野魚におけてガスカの調本しての様ね	
(3) 奄美群島におけるグスクの調査とその様相 (4) トキラヒサネーサムトットロットー	
(4) 琉球文化圏のグスクと中世城郭 2. 白星伝ナ海明による「曹士(曹武)の表す名「鈴図」	77
<ul><li>3 白尾伝右衛門による「幕末(嘉永)の赤木名」絵図</li></ul>	11
(2) 赤木名仮屋について	
(3) 赤木名絵図から読み取れる歴史情報	
(4) 赤木名絵図をめぐる歴史的背景	

#### 第1章 計画策定の目的

#### 1 保存管理計画策定の目的

#### (1) 保存管理計画策定の目的

史跡赤木名城跡は、南西諸島で認められる屈指の中世城郭遺跡のひとつである。沖縄諸島を中心に分布する大型城塞グスクとは異なる形態の大型城郭として、中世の日本列島を理解する上で欠かせない遺跡のひとつである。

平成 21 年 2 月に国史跡指定を受けているが、史跡地内における耕作地は既に耕作が放棄されていて、大部分が山林と化しているので、住民生活と密接に関係する土地利用は認められない。そのため、史跡地の保存状態はおおむね良好であり、開発行為等が行われる可能性も低い環境に置かれていると理解できる。

しかし、耕作のための伐採、燃料として薪をとるための間伐等で人為的管理がなされていたいわゆる「里山」としての機能が、昭和40年代以降、急速に失われてきているので、史跡の恒久的保存管理を図る観点からは、山林の繁茂による遺構の損壊等の危険性や、史跡の立地が山地の急傾斜地であるため、台風や集中豪雨による土砂崩壊等の自然災害が発生する危険性等も考慮しなければならず、現状変更等に対する明確な基準の共有が必要とされていたところである。

また奄美市では、平成 20 年度から「赤木名地区文化的景観事業」の取り組みが進められていて、赤木名地区の景観構成要素としても史跡赤木名城跡に対する恒久的保存管理の視点が示されていた。

さらに平成20年度から平成22年度に、奄美市・伊仙町・宇検村の3市町村連携による 文化庁「文化財総合的把握モデル事業」が実施され、平成22年度には奄美市・伊仙町・ 宇検村合同の「歴史文化基本構想」が策定されている。

3市町村連携で事業実施した趣旨は、①奄美群島 12市町村を視野に入れた広域文化財行政の取り組みモデルとする、②沖縄・鹿児島と相違する奄美群島固有の歴史的・文化的位置づけを明確にするための「奄美遺産(歴史遺産・集落遺産・生活遺産)」の総合的把握を進める等の方向性を示すものであるが、この「歴史文化基本構想」の中でも、集落遺産としての「赤木名地区」の関連遺産群の重要要素に赤木名城跡があげられている。

そこで、史跡赤木名城跡の学術的価値と史跡の構成要素を明確にして、将来に向けて史 跡赤木名城跡が持つ文化財としての価値が損なわれないように、今後の史跡の恒久的保存 を図るため、適切な保存管理方法策定の事業を実施する。

#### (2) 保存管理計画策定の役割

以上の史跡赤木名城跡の適切な保存管理を図るため、本書で示す保存管理計画は、国指定文化財としての学術的価値をわかりやすく要約し、史跡を構成する要素を「史跡の特徴を示す要素」「史跡に関連の深い要素」等に大別して史跡の地区区分を行い、現在の土地利

用を踏まえながら史跡保存管理における日常管理や現状変更等の取り扱い基準を解りやすく示すものである。さらに今後の史跡整備活用の基本的な考え方や保存管理体制まで、本書に明記しておくことで、教育委員会をはじめとする関係機関担当職員の人事異動・退職、集落役員の役職交代等による関係者交代時にも、史跡の持続的保存管理をきちんと引き継げるよう万全を期する役割を有するものである。

史跡赤木名城跡及び史跡を取り巻く歴史的環境や関連文化財群は、それらを地域資源、 観光資源として、赤木名地区の街づくりにも今後活かしていく方針が「奄美市総合計画」 にも位置づけられている。

平成22年度に、平成23年度から平成32年度に至る「奄美市総合計画」が策定されている。「赤木名城跡保存管理計画」を含む上位計画となる「奄美市総合計画」の関係部分について、以下で確認しておきたい。

奄美市では、まちづくりの基本理念として、「地域に誇りを持てるまちづくり」「人づくりを中心とするまちづくり」「また訪れてみたくなるまちづくり」「自然と共生するまちづくり」の4点の基本姿勢を示し、将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきょらの郷」を示している。その将来都市像を実現するため、以下の5施策の大綱が定められている。

- ①健康で長寿を謳歌するまちづくり (保健・医療・福祉)
- ②観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり(産業経済)
- ③自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり(生活環境・自然環境)
- ④地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり(教育・文化)
- ⑤魅力ある地域づくりに向けて(市民協働・行財政)

これら5施策の実践に際して、奄美市に所在する史跡宇宿貝塚、史跡赤木名城跡、史跡 小湊フワガネク遺跡、重要文化財(建造物)泉家住宅の国指定文化財群は、市民の誇りと なるものであり、欠かせない要素である。

まず教育・文化分野の施策④「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」では、 文化財行政について、「地域力の根幹である自然、歴史及び文化の総合的把握を推進し、時 代の移り変わりとともに変化していく社会の中で、長年にわたり継承されてきた地域文化 の特性を検証しながら、文化財の保護と文化振興に努め」「国指定文化財や国指定候補の文 化財等を中核とした地域特有の自然環境、歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を活かし たまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティー活動を促進し、文化 薫るまちづくりを推進」する施策が示され、国指定文化財を活かしたまちづくり構想が掲 げられている。その施策の中核を担う取り組みが「赤木名地区文化的景観事業」であり、 既に史跡指定されている赤木名城跡は、観光資源としても活用が期待される重要要素とし て位置づけられている。

次に産業経済分野の施策②「観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり」では、「観光業をはじめとするサービス産業については、自然、芸能・文化、食などの地域資源を活用した観光メニューに加え、奄美の生活習慣や労働を体験するプログラムの開発など、多様化する消費者ニーズへの対応と本市の魅力を最大限発揮する方策を推進」する施策が示され、奄美市笠利総合支所が平成25・26年度に取り組んでいる「歴史回廊のまち笠利

変動の趨勢 (すうせい)や過程。りの境界を超え、地球が1つの単位になるりの境界を超え、地球が1つの単位になるニこれまで存在した国家、地域などタテ割※~【グローバル化】

#### 奄美市総合計画の体系



\_\_\_\_\_\_

第1図 奄美市総合計画の体系(奄美市役所『奄美市総合計画 2011-2020』, 2011)

観光プロジェクト」や、奄美市住用総合支所が NPO 法人すみようヤムラランドと連携しながら取り組んでいる平成 24 年度「離島の活力再生支援事業」、平成 25 年度「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」、平成 26 年度「観光地ビジネス創出の総合支援事業」等で、文化財を活かした文化観光の実践が位置づけられている。

そうした施策②④と連動するのが施策③⑤であり、その延長上に施策①の取り組みが活かされてくると理解できる。

このような奄美市における地域資源、観光資源を活かした総合的施策の取り組みにおいて、赤木名地区の歴史的空間の創出を担う中核的要素の一つとして、史跡赤木名城跡の持続的保存管理と活用を図るため、当該計画策定の役割がある。

#### (3) 保存管理計画書の刊行・配布

平成26年度(平成27年3月31日発行)に『史跡赤木名城跡保存管理計画書』を300部,印刷製本し、本保存管理計画の実施を円滑かつ合理的に進めるために、公布を兼ねて下記の諸方に配布し、関係者・関係諸機関に本保存管理計画への理解、さらに計画実践への参加・協力を得ることとする。

まず史跡赤木名城跡の保存管理にご理解,ご尽力をいただいている史跡指定地の地権者, 及び赤木名地区の里・中金久・外金久3町内会関係者に配布する。

また奄美市役所笠利総合支所の関係各課を中心に配布を行い、今後の保存管理に際して、 地域と行政の協働体制が図れるよう本書の常備を依頼して、円滑な活用が図れるように万 全を期す。

あわせて奄美市役所名瀬総合支所,奄美市役所住用総合支所をはじめ,鹿児島県大島支庁,鹿児島県大島教育事務所,環境省那覇自然環境事務所奄美自然保護官事務所,林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署名瀬森林事務所等にも本書の常備を依頼して,関係法令や自然保護等の観点から,保存管理を常に適切な状態で行えるような環境整備を図りたい。

さらに今後,観光資源として史跡の活用が想定される観光関係団体にも,本書を配布して,史跡の保存管理における諸規制を十分理解していただくよう連携を深めていきたい。

そして本書は、史跡の特徴や歴史的環境、赤木名地区の関連文化財群等について、郷土 学習教材等としても利用が可能なように配慮してある(第 2 章、付編等参照)。赤木名地 区に所在する奄美市立赤木名小学校、奄美市立赤木名中学校、鹿児島県立大島北高等学校 をはじめ、奄美市内小中学校、鹿児島県立奄美図書館、奄美市内公民館図書室等にも配布 を行い、文化財愛護意識の高揚に資する環境整備の一環としたい。

#### 2 保存管理計画策定委員会の設置

#### (1) 委員会の設置

「赤木名城跡保存管理計画策定事業」は、平成 25・26 年度に国庫補助金を受けて、奄美市が実施したものである。

事業の実施に際して、「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」を設置して、奄美市教育委

員会文化財課が事務局を務めた。

#### (2) 委員会組織

「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」は、学識経験者の専門委員、地元委員、奄美市 役所庁内委員、事務局(奄美市教育委員会)で構成されている。

指導機関として、文化庁文化財部記念物課と鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係に参加していただいている。

学識経験者による専門委員は、奄美群島の調査研究に長年の実績を所有されている4人、地元委員は、赤木名地区の里集落・中金久集落・外金久集落の駐在員(集落区長)3人と奄美市文化財保護審議会委員8人である。

奄美市役所庁内委員は、関係部署の部課長7人であり、事務局は、奄美市教育委員会6 人である。文化財課が事務局を担当した。

委員の任期は、平成25年12月19日~平成27年3月31日である。

各年度における委員会組織は、次のとおりである。

#### 「平成 25 年度]

	〇石上 英一(東京大学名	誉教授)
専門委員	三木 靖(鹿児島国際	大学名誉教授)
号 1   安貝	池田 榮史(琉球大学法)	文学部教授)
	木方 十根 (鹿児島大学)	大学院理工学研究科教授)
指導機関	浅野 啓介(文化庁文化)	<b></b> 甘部記念物課)
1日等/灰/大	前迫 亮一(鹿児島県教	育庁文化財課埋蔵文化財係)
	丸田 一仁(里集落駐在	V
地元委員	村田 正治(中金久集落)	註在員)
	盛末彦(外金久集落	
	西ゲレット・シェリー(	
	弓削 政己(名瀬地区委	**
	田畑 満大(名瀬地区委	· ·
<b>奄美市文化財保護審議会</b>	高 美喜男(名瀬地区委)	•
	泉和子(名瀬地区委)	**
	森田 勇(住用地区委	•
	山下 茂一(住用地区委	*
	東正英(名瀬総合支)	
	川口智範(名瀬総合支)	
	東美佐夫(名瀬総合支)	
奄美市役所	吉富進(笠利総合支)	
	元多 政重(笠利総合支)	
	山下勝正(笠利総合支)	
	重井浩一郎(笠利総合支)	= ,
	坂元 洋三 (奄美市教育	
	日高 達明 (奄美市教育	
#1-1	山田 和憲(奄美市教育	
教育委員会事務局	中山清美(奄美市立奄)	
		委員会文化財課主幹兼係長)
	高梨 修(奄美市教育	イト、 ロー/━ト、/ / メ / ロオミ田 丁゚白◇ /
		委員会文化財課主事)

(○印 委員長)

#### [平成 26 年度]

		三一(東京大学名誉教授)
専門委員	三木	靖(鹿児島国際大学名誉教授)
守口安員	池田祭	<b>学</b> 史(琉球大学法文学部教授)
	木方 十	一根(鹿児島大学大学院理工学研究科教授)
指導機関	浅野 啓	外(文化庁文化財部記念物課)
11年成民	馬籠売	至道(鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係)
	丸田 一	一仁(里集落駐在員)
地元委員	村田正	E治(中金久集落駐在員)
	盛末	F彦(外金久集落駐在員)
	西ゲレッ	<b>・・シェリー(笠利地区委員)</b>
	中山清	美(笠利地区委員)
	弓削 政	な己(名瀬地区委員)
   奄美市文化財保護審議会	田畑 満	計大(名瀬地区委員)
电天川文化射体设备磁云	高 美喜	[男(名瀬地区委員)
	泉和	1子(名瀬地区委員)
	森田	勇(住用地区委員)
	山下茂	是一(住用地区委員)
	砂守久	、義(名瀬総合支所建設部長)
	菊田 和	1仁(名瀬総合支所商工観光部長)
	三原裕	浴樹(名瀬総合支所企画調整課長)
奄美市役所	吉 富	貨進(笠利総合支所事務所長)
	元多 政	女重(笠利総合支所産業振興課長)
	山下 勝	等正(笠利総合支所建設課長)
	新納 啓	的四(笠利総合支所地域教育課長)
	坂元 洋	三(奄美市教育委員会教育長)平成26年6月2日退任
	要田憲	孫雄(奄美市教育委員会教育長)平成26年6月3日就任
	安田 義	E文(奄美市教育委員会事務局長)
教育委員会事務局	川口	満(奄美市教育委員会文化財課長兼博物館長)
	久 伸	申博(奄美市教育委員会文化財課主幹兼係長)
	高梨	修(奄美市教育委員会文化財課主幹)
	山下	和(奄美市教育委員会文化財課主事)

#### (○印 委員長)

本事業では、史跡が所在する山地の植生管理も史跡保存管理に必須の要素であるので、 奄美市役所笠利総合支所における農林関係業務を所管していた「産業振興課」に「赤木名 城跡保存管理計画策定委員会」へ参加を依頼したが、平成 26 年度から農林関係業務を独 立させた「営農林政課」が新設されたため、本書作成に際して、名瀬総合支所農政部長(山 下 修氏)と笠利総合支所営農林政課長(新納一一氏)からも指導・助言をいただいた。

#### (3) 委員会の経過

「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」は、全体会議を平成25年度に2回,平成26年度に2回の合計4回開催した。

その経過については、以下のとおりである。

会議	期日	場所	内 容
第1回会議	平成 25 年 12 月 19 日	笠利総合支所 大会議室	史跡の特徴について,専門委員から解説を受け,保存管理計画 策定事業の今後の取り組みを確認した。
第2回会議	平成 26年 2月 24日	笠利総合支所 ふれ愛の郷	委員で現地踏査を実施して、史跡を構成する要素を確認、要素 別に史跡の保存管理の課題等を協議した。
現地踏査	平成 26 年 2 月 26 日~3 月 1 日	赤木名城跡	琉球大学法文学部考古学研究室(後藤雅彦准教授)の協力を得て、現地踏査を行い、遺構の詳細確認を実施した。
指導	平成 26 年 3 月 29 日・30 日	奄美市立奄美博物館	現地踏査による遺構の詳細確認をふまえて、赤木名城跡の構造 について、三木 靖委員から指導を受けた。
第3回会議	平成 26 年 10 月 6 日	笠利総合支所 ふれ愛の郷	事務局から保存管理計画を提案、協議した。
指 導	平成 26 年 11 月 15 日・16 日	赤木名地区奄美市立奄美博物館	幕末に描かれた古図について,石上英一委員・弓削政己委員の 指導を受けながら,赤木名地区を踏査して,関連文化財群の照 合,確認作業を実施した。
指 導	平成 26 年 12 月 16 日・17 日	赤木名城跡 奄美市立奄美博物館	第3回会議で提案した保存管理計画について、赤木名城跡の現地確認も実施しながら、文化庁文化財部記念物課、鹿児島県教育庁文化財課から指導を受けた。
指導	平成 27 年 1 月 13 日	文化庁文化財部記念物課	第4回会議で提案する保存管理計画について,石上英一委員, 文化庁文化財部記念物課,鹿児島県教育庁文化財課から指導を 受けた。
第 4 回会議	平成 27 年 2月 10 日	奄美市立奄美博物館	保存管理計画策定。

第 1 表 赤木名城跡保存管理計画策定委員会の活動経過

#### 第2章 史跡赤木名城跡の立地環境

#### 1 奄美市笠利町の地理的環境

#### (1) 奄美市の地勢と集落について

琉球弧(南西諸島)の島嶼地域は、鹿児島県に属する薩南諸島と沖縄県に属する琉球諸島に大別されるが、奄美群島は薩南諸島に含まれている。奄美群島は、おおよそ北緯28度~29度のところに位置しており、喜界島、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島、沖永良部島、与論島等から構成されている。奄美市は、奄美群島で最大規模を有する奄美大島に位置する。

2004 (平成 16) 年 2 月に、奄美大島合併協議会が発足して、奄美大島 7 市町村の合併議論が進められてきた結果、2006 (平成 18) 年 3 月 20 日、笠利町・名瀬市・住用村の 3 市町村が合併して「奄美市」が誕生した。奄美市の人口は、2014 (平成 26) 年 12 月 31 日時点で 45,263 人を数える。奄美群島 12 市町村における政治経済の中核都市として発展を続けている。

奄美市は、旧自治体の行政区域を踏襲して奄美市笠利町、奄美市名瀬、奄美市住用町の3地区に大別されている。奄美大島の北半部(龍郷町を除く)に位置する奄美市の地勢は、一様ではない。北側から南側に目を転じながら、奄美市の地勢と集落を概観しておく。

#### [奄美市笠利町]

奄美市笠利町は、東海岸と西海岸で地勢の相違が著しい。東海岸は台地、西海岸は低い山地が展開する対照的地形となる。そのため、東海岸では平坦地に集落が隣接して営まれるが、西海岸では集落の三方が山地で囲まれ、集落が隣接して山地で隔てられ、集落景観の相違も著しい。東海岸は、総じてサンゴ礁が発達している。河川は、東海岸は小型河川がほとんどであるが、西海岸は谷地を貫流する小型河川・中型河川により沖積平野の形成も認められる。東海岸は、北側から用・笠利(1区・2区・3区)・辺留・須野・崎原・土盛・宇宿・城間・万屋・和野・節田・平・土浜・用安の16集落から成る。西海岸は、佐仁(1区・2区)・屋仁・川上・赤木名(外金久・中金久・里)・手花部・前肥田・打田原・喜瀬(1区・2区・3区)の13集落から成る。

#### [奄美市名瀬]

奄美市名瀬の地勢は、ほとんどが山地で占められ、中型河川・大型河川の浸食による谷地平野の形成が認められる。そうした谷地平野を中心に居住空間が形成され、歴史的な行政区分をふまえながら「古見方」「上方」「下方」「市街地」の4地区に大別されている。笠利町西海岸と同様に大半の集落は、三方が山地で囲まれた集落景観を構成する。

「古見方地区」は、太平洋に面した奄美大島東側の地域で、小湊・名瀬勝・崎原・前勝・西仲勝・西田・伊津部勝・朝戸の8集落から成る。「上方地区」と「下方地区」は東シナ海に面した奄美大島西側の地域で、「上方地区」は大熊・浦上・有屋・仲勝・有良・芦花部の6集落、「下方地区」は朝仁・小宿・里・福里・知名瀬・根瀬部の6集落から成る。「市街地地区」は、東シナ海に面した名瀬湾の周辺一帯に形成されており、もともと金久と伊

津部の2集落から成る。

#### 「奄美市住用町」

奄美市住用町の地勢は、町域のほとんどが急峻な山地で占められ、奄美大島屈指の大型河川が複数貫流する。奄美大島の最高峰は、湯湾岳(694.4m)であるが、別表に示すように奄美大島の主要山岳の標高順位 10 山中、金川岳・タカバチ山・滝ノ鼻山・鳥ヶ峰・松長山・ヤクガチョボシ岳の6山は住用町に所在しており、住用町の急峻な山岳地形がうかがわれる。また主要河川についても、奄美大島の主要二級河川の標高順位 10 河川中、住用川・役勝川・川内川の3河川が住用町を貫流している。奄美大島南部地域に広がる急峻な山地の中でも、特に標高が高い山地が集中する住用町は、夏期でも豊富な水量を維持した大型河川・中型河川が多数貫流して、非常に険しい谷地形が形成されているのである。

タカバチ山(485m)から滝ノ鼻山(482m)に至る急峻な山脈を境界として、「東城地区」と「住用地区」に区分されている。

「東城地区」は、北側から和瀬・城・摺勝・川内・東仲間・見里の6集落から構成されている。川内川流域に形成された谷底平野は、住用町で最も広大な平地面積を誇り、摺勝・川内・東仲間・見里の4集落が営まれている。川内川の河口部分は、海岸部分に砂洲が発達して河口閉塞による広い内海(汽水域)が形成されている。

「住用地区」は、北側から西仲間・石原・役勝・山間・戸玉・市・青久の7集落から構成されている。住用川と役勝川の河口の合流点に形成された広大な干潟には、マングローブ群落が繁茂、国定公園に指定されている。

海岸に面して営まれている集落が少ないのも特徴的で、外洋に面しているのは、和瀬・城・青久の3集落のみである。

奄美市住用町は、環境省を中心に鹿児島県・沖縄県及び関係市町村で進められている世界自然遺産候補「奄美・琉球」の中核地域のひとつであり、2015年に予定されている国立公園登録、2017年以降に予定されている世界遺産登録に向けて、各種の取り組みが進められている。

#### (2) 奄美市笠利町の地理的環境について

前節で奄美市全域の地勢と集落の概観をしたが、笠利町を中心に若干付記しておきたい。 笠利町は、奄美市名瀬以南を覆うような急峻な山地はなく、笠利半島のほぼ中央に低平 な山脈が南北に分布している。北側から、高崎山(150m)、高岳(183.6m)、淀山(176m)、 大刈山(180.7m)等の山地が所在している。

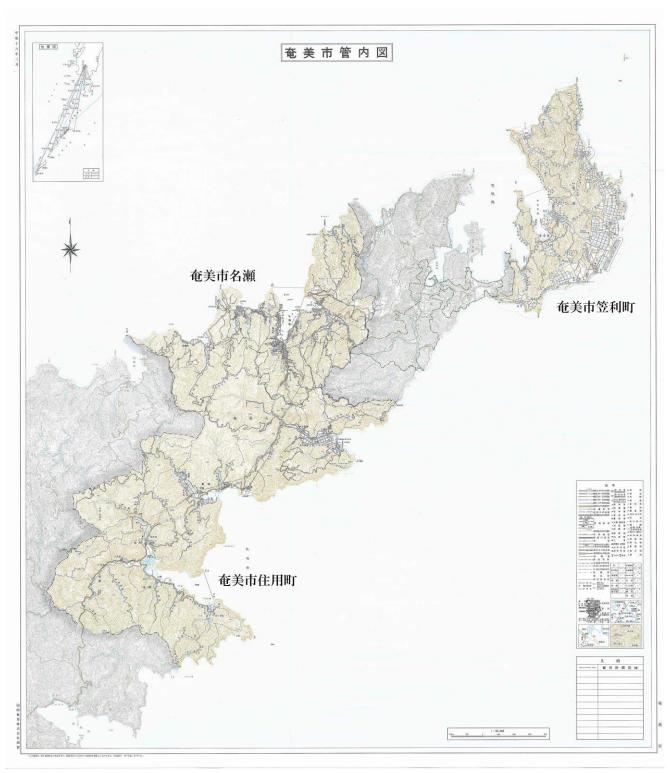
この山脈を境界として、太平洋に面する東海岸地域と東シナ海に面する西海岸地域に大別されている。

西海岸地域は、山地が海岸部分まで広がるため、平地は谷地に発達している沖積平野にほとんど限られる。北側の谷地から、佐仁川、屋仁川、前田川(赤木名)、手花部川、宮久田川(喜瀬)等の中型河川が認められる。その沖積平野の海岸部分に集落が営まれていて、集落の三方は山地で囲まれている。北部に位置する佐仁・屋仁集落は、東シナ海に面して、サンゴ礁も発達しているが、外金久・手花部・前肥田・打田原・喜瀬集落は、笠利湾の内海に面して、いずれも遠浅で干潟が発達した海岸地形を呈している。

東海岸地域は、北端の用集落、南端の用安・土浜集落では、海岸部分まで山地が広がる



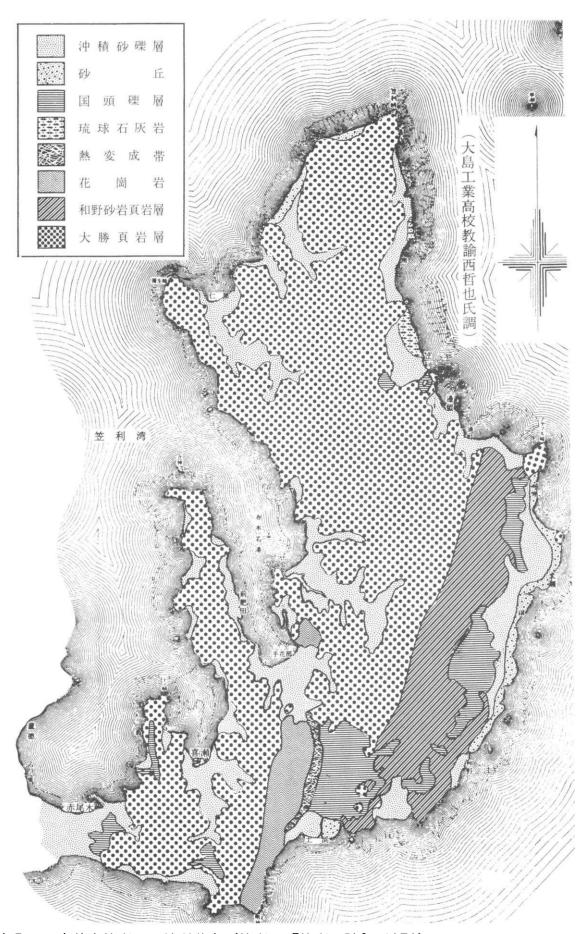
第2図 奄美大島の位置



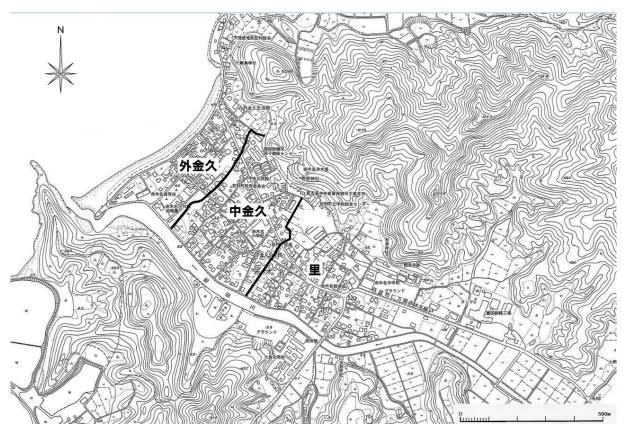
第3図 奄美市管内図



第4図 奄美市笠利町管内図



第5図 奄美市笠利町の地質分布(笠利町『笠利町誌』, 1973)



第6図 赤木名地区の集落区分

形が認められるが、笠利集落から節田集落にかけては、山地と海岸の間に台地が広がり、 奄美大島で最も平坦地面積が大きい地域である。当該地域一帯は、サトウキビ等の耕作地 として利用されている。ただし、河川は西海岸地域に比較して規模が小さいものが多い。 また東海岸地域は、サンゴ礁が発達しているため、総じて海岸砂丘も発達が顕著であり、 特に崎原集落から和野集落にかけての一帯には、発達した大型の海岸砂丘が連続して分布 している。当該地域には、先史時代のいわゆる貝塚遺跡の集中分布が認められる。

笠利町の地質は、その大半が大勝頁岩層で占められているが、東海岸地域の南半部を中心に、和野砂岩頁岩層と国頭礫層が北北東から南南西の方向に分布している。さらに、その内側には、変成岩帯と花崗岩帯が、東海岸地域の土浜集落から西海岸地域の手花部集落にかけて局部的に横断して分布している。史跡赤木名城跡が構築されている地盤も、大勝頁岩層である。奄美群島の喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島では、隆起サンゴ礁による琉球石灰岩の分布が広く認められるが、奄美大島には琉球石灰岩の分布がほとんど認められない。東海岸地域の笠利集落のみ、琉球石灰岩の分布が局所的に認められる。

史跡赤木名城跡が所在する里・中金久・外金久の赤木名地区は,西海岸地域の典型的な地理的環境を備えている。里・中金久・外金久の赤木名地区は,もともと笠利間切赤木名 方の中心集落であり,「赤木名村」と呼称されていたようであるが,幕末以降,人口の増加に伴い,現在の里・中金久・外金久の3集落に分離,区分された(付編3参照)。

#### 2 奄美市笠利町の歴史的環境

史跡赤木名城跡をめぐる歴史的背景やその後の笠利間切の行政統治拠点としての赤木名地区の様子については、付編の3編に記載されているので、本節では、奄美群島をめぐる複雑な行政統治の歴史を中心に、現代に繋がる奄美市や笠利町の地域区分名称の来歴等について整理しておく。

#### (1) 薩摩藩統治時代以前の歴史(前近代)

#### [先 史]

地理的環境を概観した前節でふれているように、サンゴ礁が発達して大型海岸砂丘が形成されている笠利町の東海岸地域には、先史時代遺跡が集中分布している。

喜子川遺跡下層(土盛)・土浜遺跡(土浜)では、29,000 年以前と考えられる旧石器時代遺跡が確認されている。出土石器の系譜については、南西諸島における資料数も僅少であるため、九州系か台湾系か、まだ議論が続いている。

縄文時代前期(約7,000~5,500年前)以降を中心に、縄文時代遺跡も多数確認されている。縄文時代前期の喜子川遺跡上層(土盛)・宇宿高又遺跡(宇宿)・宇宿小学校遺跡(宇宿)・土浜イャンヤ遺跡(土浜)、縄文時代後期の宇宿貝塚下層(宇宿)・宇宿小学校遺跡下層(宇宿)・万屋下山田遺跡(万屋)・長浜金久遺跡(和野)、縄文時代晩期の宇宿貝塚上層(宇宿)・宇宿小学校遺跡上層(宇宿)等がある。特に宇宿貝塚上層からは、方形の竪穴住居跡も確認され、定住的生活が営まれていた様子も明らかになり、昭和58年度に国史跡指定されている。現在、「宇宿貝塚史跡公園」として整備され、公開されている。

弥生時代・古墳時代並行期は、発掘調査事例が少なく、具体的様子が明らかではないが、 アヤマル第二貝塚 (須野)、宇宿港遺跡 (宇宿)、和野長浜金久遺跡 (和野)、喜瀬サウチ遺跡 (喜瀬)等が確認されている。

#### [古 代]

古代は、7~8世紀にかけて、奄美大島、徳之島、沖永良部島、久米島、石垣島等の島々が、律令国家に朝貢していた様子が『日本書紀』『続日本紀』に記録されている。当該記録に呼応するように、大宰府跡(福岡県)から8世紀前半(奈良時代)に位置づけられる「権美嶋」(奄美大島)「伊藍嶋」(沖永良部島か)の島名が記載された木簡が発見されている。

大宰府出土木簡の発見以後、土盛マツノト遺跡(土盛)、用見崎遺跡(用)、小湊フワガネク遺跡(奄美市名瀬小湊)等の「夜光貝大量出土遺跡」が相次いで確認され、平安時代に発達した国産螺鈿原料や宮廷貴族の酒杯や贈答品等として珍重された夜光貝が運び出されていた可能性が考えられはじめている。夜光貝大量出土遺跡は、ほかにも用安良川遺跡(用)、和野長浜金久遺跡(和野)、万屋泉川遺跡(万屋)等が確認されている。当該段階は、既に鉄器が使用され、九州から搬入された土師器・須恵器等も一緒に出土するので、遠隔地交易により階層化した社会が営まれていた可能性が高い。

#### 「中世

日宋貿易が開始されるようになると、「キカイガシマ」と呼ばれた鹿児島南方海域を舞台

	**+***	m- '鸟叶八大	
No	电关 中立 刊	町遺跡分布表 所在地	I .
	0 和野トフル墓	奄美市笠利町 和野長浜金久	4
	1 喜子川遺跡	奄美市笠利町 宇宿マツノト	
	<ol> <li>7 下山田遺跡</li> <li>7 ジ遺跡</li> </ol>	奄美市笠利町 万屋下山田 奄美市笠利町 万屋ケジ	
	4 土浜第2遺跡	奄美市笠利町 土浜	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	<ul><li>字宿小学校構内遺跡</li><li>明神崎遺跡</li></ul>	奄美市笠利町 宇宿166-ロ 奄美市笠利町 用安入瀬	Why (
	7 宇宿港遺跡	奄美市笠利町 宇宿港	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
	8 用長浜遺跡 9 辺留窪遺跡	奄美市笠利町 用長浜	061 0 041
1		奄美市笠利町 辺留窪 奄美市笠利町 須野崎原	
1		奄美市笠利町 宇宿喜子川	2 m/ 2 8/1/
1		奄美市笠利町 宇宿土盛 奄美市笠利町 万屋	( 3m & 762
1	4 泉川遺跡	奄美市笠利町 万屋泉川	0 2 2 2
1		奄美市笠利町 和野長浜金久 奄美市笠利町 節田3フ井	
1	7 節田大漆遺跡	奄美市笠利町 節田大湊	C 2 2 2 24 E 175°
1		奄美市笠利町 節田 奄美市笠利町土浜	( my ) En Jon Jon Jon Jon Jon Jon Jon Jon Jon Jo
2		奄美市立利町 須野崎原	32) 062
2	1 辺留城	奄美市笠利町 辺留城	153
2		奄美市笠利町 鯨浜 奄美市笠利町 宇宿前金久	1°56 2 24 2 1 2 3 0 )
2	4 赤木名城	奄美市笠利町 里溜池の又ほか	13 M
2	5 イャンヤ洞産遺跡 6 宇宿高又遺跡		33 0 0 as
2	7 宇宿貝塚	奄美市笠利町 宇宿大籠	( \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
2		<ul><li>奄美市笠利町 喜瀬サウチ</li><li>奄美市笠利町 須野大道</li></ul>	for the first of the second
3	0 ナビロ川遺跡	奄美市笠利町 和野ナビロ川	Joseph Change
3		奄美市笠利町 里川道326ほか 奄美市笠利町 屋仁アヤンギ	
3		奄美市笠利町 笠利富城88	52 6029 20
3		奄美市笠利町 里11 奄美市笠利町 里12	69920
3		奄美市笠利町里910	100)
	7 アマンデー 8 戦浜	奄美市笠利町 竹弥703	(3-9)
	9 津代古戦場	奄美市笠利町 宇宿斯金久 奄美市笠利町 手花部達代	
4	0 ハーデー 1 用見崎遺跡	奄美市笠利町 万屋川原勝	700
4		奄美市笠利町 用見崎 奄美市笠利町 佐仁	128/
	3 土盛第2遺跡	奄美市笠利町 字宿土盛	35 36 31 44.80 77 710
	4 宇宿箱型石棺墓 5 城間トフル墓	奄美市笠利町 宇宿 奄美市笠利町 万屋城間	50-25
	6 アナバリトフル	奄美市笠利町 手花部穴張	\(\sqrt{30}\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	17	奄美市笠利町 用安当原1529 奄美市笠利町 手花部	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
	9 土浜ヤーヤ遺跡	奄美市笠利町 土浜イヤンヤ 奄美市笠利町 笠利富城	222 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
5		奄美市笠利町 手花部大和城原	2 5 51
	2 瞬城 3 按司城	在美市笠利町 須野崎城 在美市笠利町 緑ケ土田	72.02
	3 按司城 4 用安湊城	奄美市笠利町 屋仁大平 奄美市笠利町 用安湊城	3,14
	5 万屋集落	奄美市笠利町 万屋	€ 15 / ° 80
5		奄美市笠利町 屋仁崎山 奄美市笠利町 屋仁大平	
	8 安良川遺跡	奄美市笠利町 用安良川	) 64 ( ) 79 ) 6 ( )
	9 船倉	奄美市笠利町 外金久船倉 奄美市笠利町 須野小廣	1 / Pm = 7 (V)
6	1 佐仁遺跡	奄美市笠利町 佐仁	30
	2 屋仁遺跡 3 喜瀬石棺墓	奄美市笠利町 屋仁 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0 17 16 %
[6	4 一屯/口墓	奄美市笠利町 喜瀬一屯	
	55 辺留城箱型石棺墓 66 手花部城	奄美市笠利町 笠利富城 奄美市笠利町 手花部大道原	49.04 19.18
	57 万屋城	奄美市笠利町 万屋城	3 313
	58 宇宿小学校第2遺跡 59 アヤマル城	奄美市笠利町 宇宿166-ロ 奄美市笠利町 須野あやまる	20 1 W
	70 大瀬第1遺跡	奄美市笠利町 宇宿大瀬	54 82 81 0 500 1000 2000
	71 大瀬第2遺跡	奄美市笠利町 字宿大瀬	6 0 300 1000 2000m
	72 下山田トフル 73 笠利ウーバルグスク	奄美市笠利町 万屋下山田 奄美市笠利町 笠利城	
	74 笠利トフル	奄美市笠利町 笠科	
	75 用墓地箱型石棺墓 76 用風葬墓跡	奄美市笠科町 用 奄美市笠科町 用	
	77 佐仁城	奄美市笠利町 佐仁城田ほか	
	78 喜瀬城田グスク 79 喜瀬宮田グスク	<ul><li>奄美市笠利町 喜瀬城田ほか</li><li>奄美市笠利町 喜瀬宮田</li></ul>	
	79 各瀬宮田グスグ 80 喜瀬浦城	奄美市笠利町 喜瀬浦	
	81 用安大城遺跡	奄美市笠利町 用安大城	
	82 用安山城遺跡 83 赤機城	奄美市笠利町 用安山城 奄美市笠利町 笠利赤嶺	
	84 屋仁大城	奄美市笠利町 屋仁マシキ田	

第7図 奄美市笠利町の遺跡分布 (奄美市教育委員会『奄美市笠利町グスク詳細分布調査報告書』, 2009)

として、硫黄交易、夜光貝交易が盛行したと考えられている。

特に11世紀代には、九州の土師器・須恵器・滑石製石鍋・焼塩壺等、高麗の無釉陶器・ 青磁、宋の白磁・越州窯青磁等の搬入遺物が多数出土して特異な様相を呈する城久遺跡群 (喜界町)、高麗無釉陶器に系譜を持つと考えられる類須恵器を商品生産するカムィヤキ古 窯跡群 (伊仙町)等が確認されていて、これらの遺跡を出現させる動態が、沖縄のいわゆ るグスク時代に継起すると考えられはじめている。史跡赤木名城跡の下層から確認されて いる遺跡は、当該時期に当たるものである。

中国が、宋、元、明と大国の滅亡と興隆を繰り返す激動の時代を迎えていた時期、13世紀末頃から、沖縄本島に世界遺産登録されている大型城塞型グスク群が出現しはじめる。琉球国が成立する直前の三山時代には、山北・中山・山南の三按司たちがそれぞれ琉球国王として明に朝貢している。その後、1429年に琉球国が誕生する。史跡赤木名城跡の城郭としての最初の構築物は、おおむねこの頃に築造されたものであると考えられる。

#### [琉球国統治時代]

奄美群島は、15世紀中葉頃から17世紀初頭まで、琉球国の統治下に置かれていた。奄美大島は、琉球国で施行されていた地方行政単位である「間切」により7間切(笠利間切・古見間切・名瀬間切・住用間切・屋喜内間切・東間切・西間切)に区分されていた。琉球国の奄美大島統治の拠点は、笠利に置かれていたと考えられている。

しかし,約 150 年の琉球国統治時代の間に,4 度にわたる琉球国軍の軍事侵攻が確認されている。15 世紀代には喜界島に2回(1450年,1466年),16 世紀代には奄美大島に2回(1537年,1571年)の軍事侵攻を実施しているのである。

笠利集落には、「ぐいくまぎり(越来間切)」と呼ばれる古謡が伝承されている。 史料による根拠はないが、1450年の軍事侵攻を指揮したと考えられている尚泰久王は、 越来間切を統治していた越来王子から国王に即位している来歴も想起されてくる。

笠利集落は、地理的環境の(2)節でふれているが、奄美大島で琉球石灰岩が唯一分布している地域であり、その琉球石灰岩の台地を利用して、集落から海に向かい右側海岸に「ベルグスク(辺留城)」が、左側に「ウーバルグスク」が構築されている。また集落左側後方の丘陵地にも、「ハンニェグスク(赤嶺城)」が所在している。ただし、これらのグスク群は、琉球石灰岩の曲線的石垣に囲まれた沖縄型の大型城塞型グスクではない。

#### 「薩摩藩統治時代]

薩摩藩による 1609 (慶長 14) 年の軍事侵攻の結果, 奄美群島は, 琉球国の統治下から 事実上分離され, 薩摩藩の直轄地域として支配されるようになる。

薩摩藩統治時代も,間切制度は引き継がれ,元禄年間(1688年~1703年)には,笠利間切(赤木名方・笠利方),古見間切(古見方・瀬名方),名瀬間切(龍郷方・名瀬方),住用間切(住用方・須垂方),屋喜内間切(大和浜方・宇検方),東間切(東方・渡連方),西間切(西方・実久方)の7間切14方で構成されていた。

元和9 (1623) 年の「大島置目条々」発令後、琉球国統治時代の間切最上級役職である「大親」が廃止され、新たに間切最上級役職として「与人」が設置されるようになる。各間切の各方には、与人一横目一筆子一掟の役職を基軸とした島役人の行政組織が整えられ、基本的に14人の与人が配置されるようになる。

薩摩藩の奄美大島統治の拠点は、笠利から赤木名に移動、交代されている(理由は明ら



第8図 薩摩藩統治時代の行政区分(奄美市役所観光課編『もっとわかる奄美』, 2014)

かではないが、名瀬の大熊にも仮屋が交互に数度移転されている)。赤木名仮屋は、1649 (慶安 2) 年から 1662 (寛文 2) 年と 1672 (寛文 12) 年から 1801 (享和 1) 年まで設置され (『大島代官記』)、代官に連なる島役人の集住地域となる (現在の中金久集落に最も集中している)。仮屋は、里集落の「深道」と呼ばれる通路を中心に、大字里字上里一帯に置かれていた。1番地に瀬名仮屋、9番地に東仮屋、11番地に焼内仮屋、12番地に西仮屋等があり、通路両側の石垣が高く積まれていたため、「深道」と呼称されていたと伝えられている。また藩令の告示のために、高札が掲示されたため、この一帯は「高札」とも呼称されていた。

島役人の屋敷地は、石垣や生け垣で囲まれ、奄美大島の集落ではほとんど認められない 直線的街路で方形区画された集落空間が形成されるようになる。史跡赤木名城跡の最終的 な改築使用は、薩摩藩統治時代に行われた可能性が高いので、赤木名城下を意識して、薩 摩藩の麓集落を範形とした集落景観が計画的に作出されたものと考えられる。

薩摩藩統治時代の笠利間切には 17 村が認められるが、赤木名方と笠利方には、西海岸地域と東海岸地域で単純に地理的に大別しているのではなく、以下のように複雑に集落を区分している。

「赤木名方〕邊留・須野・宇宿・萬屋・節田・平・赤尾木・芦徳・里・赤木名

「笠利方」屋仁・佐仁・用・笠利・手花部・喜瀬・湯湾

琉球国統治時代の行政拠点の笠利集落を中心とする笠利方であるが、隣接する辺留集落



第9図 赤木名地区中金久集落に残る生垣と方形区画街路



第 10 図 赤木名地区里集落に残る赤木名仮屋跡

から節田集落まで、東海岸地域の主要耕地部分は赤木名方に編入されている。あわせて赤木名集落の南北に隣接する西海岸地域の屋仁・佐仁集落と手花部・喜瀬集落が笠利方に編入されている。

#### (2) 明治時代から太平洋戦争までの歴史(近代)

1801 (享和1) 年に、仮屋が名瀬の伊津部に移転されると(『大島代官記』)、官公庁の変遷に伴いながら寄留商人を中心に名瀬の街の形成が始まり、アジア海域における拠点的港湾都市の一つとして飛躍的発展を遂げるようになる。

明治維新による 1871 (明治 4) 年の廃藩置県後,薩摩藩は「鹿児島県」となり, 1873 (明治 6) 年に県下に6支庁 (①加治木・②隈之城・③垂水・④知覧・⑤種子島・⑥大島) が設置された。しかし,実際には名瀬の第6支庁は開設に至らず, 1875 (明治 8) 年に名瀬の伊津部仮屋が廃止され,新たに「大島大支庁」が名瀬金久村に設置され,喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の各島にも支庁が設置された。

琉球国では、1871 (明治 4) 年の廃藩置県後、1872 (明治 5) 年の「琉球藩」設置から 1879 (明治 12) 年の「沖縄県」設置に至るいわゆる「琉球処分」と称される日本に強制 編入される複雑な歴史を歩んでいる。明治時代以後も、近世において対外関係上は琉球国 領に含まれていた奄美群島も、この琉球処分と無関係なわけではないと考えられる。鹿児島県側における琉球国領・奄美群島をめぐる行政処理過程については、ほとんど明らかに されていないが、明治時代の奄美群島の行政統治は、行政管轄が頻繁に変わる不安定な状態が長く続いてきた。以下で、その複雑な変遷の一端を確認しておきたい。

1872 (明治5)年,全国的に大区・小区という行政区編成が施行され,奄美群島でも1875 (明治8)年の「大島大支庁」設置に伴い,1879 (明治12)年の郡区町村編制法施行まで続いたと考えられる。奄美群島は,4大区に分けられ,奄美大島は第90大区,喜界島は第91大区,徳之島は第92大区,沖永良部島・与論島は第93大区に区分された。

旧来の間切制度を踏襲する形で、間切の下部に置かれた方を小区として移行した。鹿児島県でも 1873 (明治 6) 年に戸長役所の設置が布告され、小区に戸長が置かれることになり、 与人が戸長に任命されている。

1875 (明治 8) 年の大島大支庁設置の際、赤木名方と笠利方の集落は、以下のように、赤木名を基準として南北に大別する形で再編されている。

[赤木名方] 里・中金久・外金久・屋仁・佐仁・用・笠利・辺留・須野・宇宿・万屋 [笠 利 方] 手花部・喜瀬・赤尾木・芦徳・用安・平・節田・和野

1878 (明治 11) 年には、大島大支庁が大島支庁に改称され、翌年 1879 (明治 12) 年には郡区町村編制法の施行に伴い、奄美群島は大島郡として鹿児島県大隅国に編入され、大島郡役所が名瀬金久村に設置された。

さらに 1885 (明治 18) 年には大島郡役所が廃止,金久支庁が設置され,熊毛郡・駆謨郡と薩摩国川辺郡における黒島・竹島・硫黄島・諏訪之瀬島・臥蛇島・平島・口之島・中之島・悪石島・宝島の 10 島が新たに編入されたのである。同年,熊毛郡西之表村に金久支庁種子島出張所が設置され,熊毛郡・駆謨郡並びに黒島・竹島・硫黄島の3島の管轄が行われた。しかし,翌年には金久支庁が大島島庁に改称され,大島島庁種子島出張所は廃止された。支庁長は島司に改称される。

1888 (明治 21) 年に施行された市制・町村制に伴い、翌年には熊毛郡・駆謨郡を管轄する熊毛郡役所が北種子村に設置され、黒島・竹島・硫黄島の3島は大島島庁の直轄となる。さらに1896 (明治 29) 年に行われた郡の廃置分合に伴い、翌年には薩摩国川辺郡の島嶼部 (黒島・竹島・硫黄島・諏訪之瀬島・臥蛇島・平島・口之島・中之島・悪石島・宝島) が大島郡に合併されたのである。

1908 (明治 41) 年,島嶼町村制が施行され、トカラ列島は十島村に、奄美大島は笠利村・龍郷村・名瀬村・住用村・大和村・焼内村・東方村・鎮西村の8箇村が成立した。

名瀬村は、名瀬間切の名瀬方 10 集落、龍郷方 2 集落、古見間切の古見方 5 集落から成立して、さらに 1922 (大正 11) 年に名瀬村から金久と伊津部の 2 集落だけが分立して名瀬町となり、名瀬村における他集落は三方村となる。

1920 (大正9) 年,島嶼町村制は廃止され,町村制が施行される。1926 (大正15) 年,郡制廃止に伴い,大島島庁は廃止され,大島支庁・熊毛支庁がそれぞれ設置され,大島島司は大島支庁長に改められる(註)。

#### (3) 米軍占領統治時代から現在までの歴史(現代)

1946 (昭和 21) 年,日本敗戦により琉球弧における北緯 30 度以南の島嶼は,アメリカ占領軍沖縄海軍軍政府の管理統治下に入る。同年,名瀬町は市制を施行して名瀬市となり,北部南西諸島軍政府が開設される。

1952 (昭和 27) 年 2 月 10 日,北緯 29 度以北のトカラ列島が日本に復帰した。

1951 (昭和 26) 年, 奄美大島日本復帰協議会の発足を契機として, 奄美群島全域で日本復帰に向けた住民運動が展開されはじめ, 1953 (昭和 28) 年 12 月 25 日, 鹿児島県下へ復帰を果した。北緯 24 度以北の琉球諸島 (沖縄諸島・先島諸島) が日本に復帰したのは, 奄美群島の日本復帰からさらに 19 年後となる 1972 (昭和 47) 年 5 月 15 日である。

日本復帰後の 1955 (昭和 30) 年,名瀬市は三方村と再び合併して名瀬市となる。その後,冒頭でもふれたように,2006 (平成 18) 年,笠利町・名瀬市・住用村の 3 市町村が合併,「奄美市」が誕生して今日に至る。

現在の奄美市名瀬地区は、薩摩藩統治時代における名瀬間切の一部と古見間切の一部から構成されている。

名瀬間切は、名瀬方(金久・伊津部・大熊・浦上・有屋・仲勝・朝仁・小宿・知名瀬・根瀬部の10集落)と龍郷方(有良・芦花部・秋名・幾里・嘉渡・円・龍郷・久場の8集落)に分割されており、古見間切も、古見方(小湊・名瀬勝・西仲勝・伊津部勝・朝戸の5集落)と瀬名方(中勝・奥間(廃村)・古里(廃村)・戸口・大勝・浦の6集落)に分割されていた。また奄美市笠利町・住用町は、薩摩藩統治時代における笠利間切・住用間切の行政区域をおおむね踏襲している歴史的地域である。

2003 (平成 15) 年,奄美群島は日本復帰 50 年の節目を迎えたが,2013 (平成 25) 年には,日本復帰 60 年の節目を迎えたのである。2015 (平成 27) 年は,太平洋戦争から戦後 70 年を迎える。

#### [参考文献]

弓削政己 2010「行政の変遷と大和村」 大和村誌編纂委員会編『大和村誌』 大和村

#### 第3章 史跡赤木名城跡の基本情報

#### 1 史跡指定に至る経緯

1980年代以降,全国規模で中世城郭研究が進められるようになり,列島周縁地域に分布するチャシ・グスク等も研究対象化されはじめる。その契機のひとつとなるのが,全国の中世城郭の最新情報を網羅した『日本城郭大系』全 20 巻の刊行事業である。さらに,それらの情報を精密化させた機会として,文化庁が国庫補助事業として「中世城館遺跡総合調査」を実施,全国の都道府県で展開してきた取り組みがあげられる。

鹿児島県教育委員会においても、1982年から「中世城館跡調査」が実施されている。当該調査は3年計画で、昭和57(1982)年度に南西諸島、昭和58(1983)年度に大隅地区、昭和59(1984)年度に薩摩地区の分布調査が行われている。

奄美群島における「中世城館跡調査」は、奄美 14 市町村教育委員会で実施され、合計 45 基の「グスク」「アジ屋敷」等が報告されている(鹿児島県教委 1987)。その結果、沖縄県における琉球石灰岩の石垣が構築されている大型城塞型グスクが、奄美群島では沖永良部島・与論島の 2 島だけしか分布していない事実や奄美大島には本土地域の中世山城に類似した構築物が多数分布している事実等、中世奄美の実態の一端が明らかになりはじめたのである(徳富 1983、上野 1984、中田 1985、義 1985、中山 1985・1986・1988、龍郷町誌民俗編編纂委員会 1988、三木 1983・1993 等)。

笠利町教育委員会では、平成4 (1992) 年度に主要地方道龍郷・奄美空港線建設工事に伴う用安ニャトグスク遺跡の発掘調査、平成8 (1996) 年度に一般地方道佐仁・万屋・赤木名線道路拡張工事に伴う万屋グスク遺跡の発掘調査、平成10 (1998) 年度に一般地方道佐仁・万屋・赤木名線特定交通安全施設等整備に伴う笠利ウーバルグスク遺跡の発掘調査等の緊急発掘調査を相次いで実施した(笠利町教委1993・1997・1999)。

名瀬市教育委員会でも、平成 10 (1998) 年度から平成 12 (2000) 年度まで文化庁補助事業「名瀬市グスク詳細分布調査」を実施した(名瀬市教委 2001)。中世山城に類似した構築物が 45 箇所で確認され、沖縄県における大型城塞型グスクと相違する様相が一層明らかにされた。

そうした調査研究の進展に伴い、奄美群島における中世城郭型グスクでは、規模・構造等が傑出している赤木名城跡があらためて注目されるようになり、笠利町教育委員会では、平成 11 (1999) 年度から平成 14 (2002) 年度まで「赤木名城跡確認調査」を実施して、その具体的様相を明らかにした(笠利町教委 2003)。その結果、中世奄美を代表する遺跡と位置づけられ、市町村合併後の平成 21 (2009) 年 2 月、国史跡指定を受けたのである。

#### [参考文献]

奄美市教育委員会 2009『奄美市笠利町グスク詳細分布調査報告書』 上野尭史 1984「名瀬市における中世城館について」『大島紀要』第1号 鹿児島県立大島高等学校 鹿児島県教育委員会 1987『鹿児島県の中世城館跡』 笠利町教育委員会 1993『用安湊城一主要地方道龍郷・奄美空港線に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 I』 笠利町教育委員会 1997『笠利町万屋城』 笠利町教育委員会 1999『ウーバルグスク発掘調査報告書』

笠利町教育委員会 2003『赤木名グスク遺跡』

奄美市教育委員会 2009『奄美市笠利町グスク詳細分布調査報告書』

義 憲和 1985「徳之島のグスク」沖縄県立博物館『特別展「グスク」ーグスクが語る古代琉球の歴史と文化ー』 沖縄 県立博物館友の会

龍郷町誌民俗編編纂委員会 1988『龍郷町誌民俗編』 龍郷町

徳富重成 1983「徳之島のグシク考」『南島研究』第24号 南島研究会

中田一男 1985「龍郷町秋名・幾里の歩みー伝承を中心に一」『薩流文化』第 25 号 鹿児島短期大学付属南日本文化研究 所

中山清美 1985「奄美のグスク」沖縄県立博物館『特別展「グスク」ーグスクが語る古代琉球の歴史と文化ー』 沖縄県立博物館友の会

中山清美 1986「奄美の城」『笠利町歴史民俗資料館館報』第3号 笠利町教育委員会

中山清美 1988「グスク「龍郷町」」『奄美考古』創刊号 奄美考古学会

三木 靖 1983「沖永良部島の山城」『薩流文化』第20号 鹿児島短期大学附属南日本文化研究所

三木 靖 1993「奄美におけるグスク調査の報告」南日本文化研究所叢書 18『奄美学術調査記念論文集』 鹿児島短期大 学付属南日本文化研究所

年 度	事業主体	内 容
平成11年度	笠利町教育委員会	赤木名城跡の測量調査を開始する。
平成12年度	笠利町教育委員会	赤木名城跡の測量調査を実施する。
平成13年度	笠利町教育委員会	赤木名城跡の測量調査を実施する。
平成14年度	笠利町教育委員会	調査報告書『赤木名グスク遺跡』刊行。
平成18年度	奄美市教育委員会	笠利町・名瀬市・住用村の3市町村が合併, 奄美市となる。 奄美市教育委員会が, 笠利町教育委員会から業務を引き継ぐ。 奄美市笠利町グスク詳細分布調査が開始される。
平成19年度	奄美市教育委員会	奄美市笠利町グスク詳細分布調査。赤木名城跡の追加測量及 び発掘調査を実施する。
平成20年度	奄美市教育委員会	調査報告書『笠利町グスク詳細分布調査報告書』刊行。冊子 『赤木名城』刊行。平成21年2月12日,国史跡指定となる。

第 2 表 赤木名城跡の史跡指定に至る経緯

#### 2 史跡指定の基本情報

管理団体	奄 美 市
史跡指定年月日	平成 21 年 2 月 12 日
告示番号	平成21年2月12日付文部科学省告示第6号

第3表 史跡指定の基本情報



念物を史跡に指定する。 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、 赤木名城跡 平成二十一年二月十二日 称 同 字川道 字里字溜池ノ又 産児島県奄美市笠利町大 同同 字赤亦 所 在 地 二六九番、二七一番、二七二番 五四四番一、 二七三番二、三二七番 地 五四四番二、六〇六番 文部科学大臣 次の表に掲げる記 域 塩谷 立

第4表 文部科学省官報告示(写し)

#### 3 土地所有状况

史跡赤木名城跡における土地所有状況は、下記のとおりである。

	市有地 民有地	57,217 m²	奄美市笠利町大字里字溜池ノ又 269 番地	36,873 m <sup>2</sup>
			奄美市笠利町大字里字赤亦 544 番地 1	19,763 m²
			奄美市笠利町大字里字赤亦 544 番地 2	581 m²
190 491 m²		63,204 m²	奄美市笠利町大字里字溜池ノ又 271 番地	1,248 m²
120,421 m²			奄美市笠利町大字里字溜池ノ又 272 番地	2,736 m²
			奄美市笠利町大字里字川道 273 番地 2	8,101 m <sup>2</sup>
			奄美市笠利町大字里字川道 327 番地	272 m²
			奄美市笠利町大字里字赤亦 606 番地	50,847 m <sup>2</sup>

第5表 史跡赤木名城跡の土地関係一覧

#### 4 土地利用状況

赤木名地区は,前田川が貫流する谷地の右岸側に形成された砂丘地・沖積地に営まれている里・中金久・外金久の3集落から成る。史跡赤木名城跡は,集落が営まれている沖積地の背後,前田川右岸側の山地尾根筋に所在している。

鹿児島県大島支庁発行の平成 25 年度版『奄美群島の概況』によれば、奄美大島の総土地面積 82,137ha に対して、林野面積 68,541 ha(国有林 4,129ha、民有林 64,413ha)であり、林野率は 83%に達している。しかし、奄美市合併以前の平成 17 年度版『奄美群島の概況』で笠利町を確認してみるならば、総土地面積 6,023ha に対して、林野面積 3,258 ha(国有林 0ha、民有林 3,258ha)であり、林野率は 54%にすぎない。

史跡赤木名城跡が構築されている山地は、いわゆる里山として昭和 40 年代頃まで、赤木名地区の人びとの暮らしに密接に関わる場所として利用されてきたのである。その山地一帯の地目別の土地利用状況は、原野と保安林がそのほとんどを占めているが、史跡指定範囲内に保安林は含まれていない。

史跡指定範囲内の植生についても、若干の概観をしておきたい。

史跡赤木名城跡は、後述するが、山地の尾根筋に構築されている遺構群を中心に、尾根筋の遺構群に合わせて構築されている斜面の遺構群で構成されている。尾根筋の遺構群は、南側曲輪群と北側曲輪群の2箇所に大別できる。

南側曲輪群に認められる植物は、高木としてアコウ・ゴンズイ・リュウキュウマツ・ガジュマル・ヤブニッケイ等、草木としてチゴザサ・タイミンチク・リュウキュウチク・ホウロクイチゴ・ノボタン・ツワブキ・トベラ・シナアブラギリ等がある。

南側曲輪群に連なり遺構群が構築されている斜面地には、高木としてイヌマキ・リュウキュウマツ等、草木としてハチジョウシダ・テッポウユリ・センリョウ・マンリョウ・ホ

ラシノブ・ツワブキ等が認められる。帯曲輪は、耕作地として再利用されたものが含まれ ていて、平坦地の縁に救荒食となるソテツが植栽されている。

北側曲輪群に認められる植物は、高木としてイタジイ・イジュ等、草木としてサクラツ ツジ・キキョウラン・ギーマ・コシダ・シャリンバイ・ススキ等がある。

そのほかの斜面地高所には、高木としてリュウキュウマツ等、草木としてムベ(ウム)・ センリョウ・マンリョウ等が、斜面地低所には、ヒカゲヘゴ、タイミンチク、キンギンソ ウ, フカノキ等が認められる。

(注) 植生調査は、田畑満大氏(奄美市文化財保護審議会委員)及び川畑 楽氏(奄美市歴史民俗資料館職員)による。



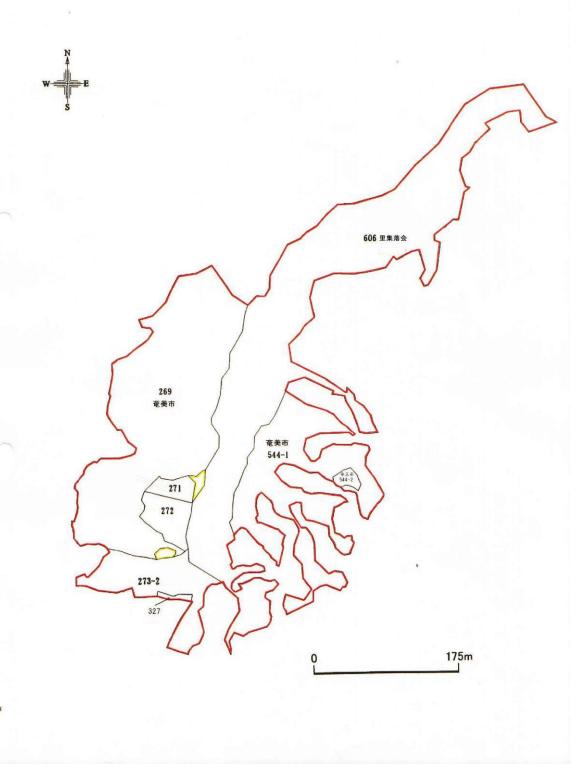
第11図 史跡赤木名城跡に認められる高木類



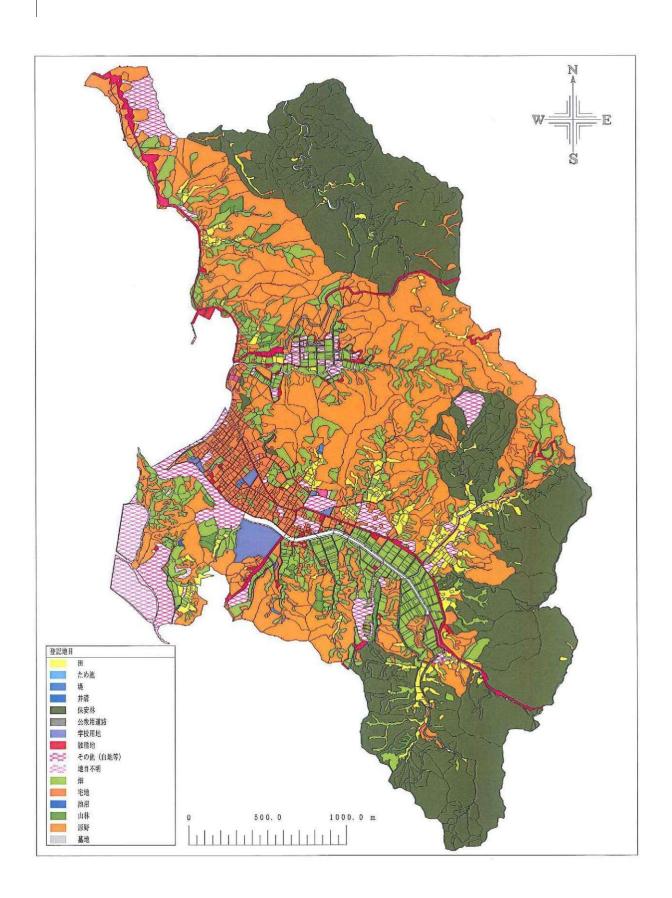
第 12 図 米軍空撮写真 1945 (昭和 20) 年



第13図 史跡赤木名城跡の指定範囲(赤線:史跡指定範囲,黄線:史跡追加指定予定)



■ 第 14 図 史跡赤木名城跡の土地所有



第 15 図 赤木名地区の土地利用(奄美市役所笠利総合支所作成)

## 5 史跡「赤木名城跡」の概要

### (1) 平成20年度新指定の文化財解説

赤木名城跡(あかきなじょうあと)

鹿児島県奄美市

赤木名城跡は琉球列島の中央北部, 鹿児島から約350km 南, 沖縄本島から約200km 北にある奄美大島北辺に位置する中世並行期前後の山城跡である。奄美大島の北部西岸には,北に大きく入り込んだ笠利湾があり, その最奥部の海に面したところに, 現在も奄美北部の中心をなす赤木名集落がある。この集落は海に流れ込む前田川沿いの平地にあり, 城跡は海岸から約1km 遡った集落背後の丘陵上, 標高約100mの通称「神山」に立地する。

奄美地域にも山城跡やグスクの地名が存在することは知られていたが、赤木名城跡は、 奄美市(旧笠利町)教育委員会が平成 11 年から実施した測量・確認調査の結果、大規模 で縄張りに特徴が認められる重要な城跡と判明した。

城跡は北から南に張り出す丘陵尾根上に立地し、南北約300mあり、奄美地域においては屈指の規模をもち、城郭の縄張り、構造は九州などの山城と類似する。城郭は尾根筋を遮断する連続堀切によって、大きく南北に分けられる。北の区域は標高100mの最高点を中心とし、主郭と思われる曲輪西側には土塁が伴い、その外側裾には石積みが施されている。西側斜面には3条の堀切が連続し、その先端は竪堀となる。主郭北辺は連続堀切で仕切られ、さらに2条の堀切で北側背後の尾根と分断している。この区域より低い南の区域は、相対的に広い曲輪が展開する。その中心部には高さ2mほどの切岸によって区画された、二つの大きな曲輪が南北に二つ並ぶ。南の低い曲輪は東西30m、南北40mと広く、建物の存在も予想される。二つの曲輪の西側斜面には8段に及ぶ帯曲輪が連続し、さらに竪堀が配されている。これらの曲輪や竪堀の配置からみると、西側に対する防御を意識していることがうかがえる。

発掘調査は広い南側区域の平坦面と西側帯曲輪群の一部で行われた。その結果、柱穴や 土坑などの遺構と陶磁器類が出土した。出土遺物はさほど多くはないが、徳之島のカムィ ヤキ陶器や中国製白磁を中心とした11~13世紀のもの、中国製青磁を中心とした15世紀、 肥前の近世陶磁器など17・18世紀のものが見られ、城跡の年代を示唆する。

赤木名の地は、九州から南下する際、奄美北端にあって河口に優れた港湾があり、交通上、軍事上の要衝であった。こうした地理的条件により 1609 年の薩摩侵攻以後、薩摩藩の仮屋がこの集落に設置され、近世における中心地として発展し、現在も仮屋跡を含む集落は往時の景観をとどめている。中世並行期の奄美地域の歴史は、かならずしも明らかではないが、15 世紀には琉球と鬼界島は抗争があり、15 世紀末に日本勢力が大島への介入を続けており、奄美は琉球・日本双方の勢力との関係をもちつつ存在していた。赤木名城跡の低い地区には中世前期の段階でなんらかの施設がつくられたと考えられる。縄張りの特徴や歴史的背景を考慮すれば、頂上部まで達する大規模な城郭が築かれたのは、中世後期から近世初期のころと推定される。琉球では 14 世紀ころから石垣造りの独自の城郭が発達するが、奄美大島ではその系統のものは見られず、赤木名城跡は日本からの影響が看

取される。

このように赤木名城跡は奄美地域を代表する城郭であり、この時期の琉球と日本・奄美 との政治・軍事・経済的な関係を考えるうえできわめて重要な遺跡である。よって、史跡 に指定し保護を図ろうとするものである。

#### 「引用文献]

文化庁文化財部 2009「新指定の文化財」『月刊文化財』2月号(545号)文化庁文化財部監修

### (2) 赤木名城跡の発掘調査概要

赤木名城跡では、これまでに2回の測量調査と第一次調査から第五次調査にわたる5回の確認発掘調査が実施されている。

まず中世城郭遺跡の構造を把握するため、1999 (平成 11) 年度から 2002 (平成 14) 年度まで、測量調査及び第一次調査から第四次調査の確認発掘調査 4 回が実施されている(笠利町教委 2003)。

それから 2006 (平成 18) 年度から 2008 (平成 20) 年度まで、奄美市笠利町を対象としてグスク詳細分布調査が実施されていて (奄美市教委 2009), 2008 (平成 20) 年 2 月に、赤木名城跡の追加測量調査と第五次調査の確認発掘調査 1 回が実施されている。

以上の確認発掘調査の概要を確認しておきたい。

確認発掘調査は、赤木名城跡全域に  $5m \times 5m$  の区画を基準とするグリッド (東西列アルファベット表記、南北列数字表記)を設定して、尾根筋の南側曲輪群を中心に実施されている。区画では、 $G\sim L$  列、 $8\sim 22$  列の範囲が中心となる。

南側曲輪群の最も広い曲輪対象として、第一次調査(平成 11 年度)では北側部分を中心に 2 箇所、第二次調査(平成 12 年度)では中央部分に 1 箇所と西縁の土塁部分に 1 箇所、第三次調査(平成 13 年度)では周縁部部に 3 箇所の発掘調査を実施している。おおむね 3 層の土層堆積が認められ、地山面からピット多数、土坑 1 基が確認されている。また南側曲輪群の上段曲輪でも、第二次調査(平成 12 年度)で 2 箇所に発掘調査を実施していて、やはり地山面からピット多数、土坑 1 基が確認されている。耕作地として使用されていたため、第 2 層まではかなり撹乱されていたが、第 3 層は撹乱されていない状態で、類須恵器・玉縁口縁白磁碗・滑石製石鍋等の出土遺物が確認されたので、 11 世紀後半~12 世紀前半頃の段階から当該遺跡が営まれている事実が確認されている。その他の出土遺物として、14 世紀後半~15 世紀代頃と考えられる青磁碗、17 世紀後半~18 世紀前半頃と考えられる肥前系陶磁器碗等が確認されているので、出土遺物の帰属年代は、おおむね 3 時期に大別できる。

この3時期に関して、奄美群島を含む南海島嶼地域の歴史的変遷については、①琉球国成立以前、②琉球国成立、③薩摩藩の琉球国侵攻以後の3時期に大別して考えられているが、時期的には考古学的成果もおおむね一致すると考えられる。

H-13 区から確認された土坑からは,類須恵器・玉縁口縁白磁碗・滑石製石鍋・礫等が出土しているので,第 3 層形成時の遺構と考えられる。ピットについては,構築・使用年代が判然としない。また H-19 区から確認された土坑は,帰属年代は不明であるが,多数の鉄滓が出土していて,土坑底面には焼土面も認められたので,鍛冶遺構の可能性が考えられるものである。

第四次調査(平成 14 年度)は,従前の発掘調査でチャート製の剥片・チップが確認されていたため, $G-10\cdot 11$  区で地山層の発掘調査を実施したものである。その結果,剥片 1 点,チップ 5 点が地山層から出土した。旧石器時代に遡る可能性がある遺物が,地山層に包含されている事実が確認されている。

第五次調査(平成 19 年度)は、南側曲輪群の集落側斜面(西側斜面)に構築されている帯曲輪群において発掘調査を実施したものである。斜面上方から5段目の帯曲輪の南側部分となるP-10区で、1箇所の発掘調査を実施している。2層の土層堆積が認められ、下層からは類須恵器・玉縁口縁白磁碗・滑石製石鍋等の出土遺物が確認されたので、尾根筋の第3層と同時期の様相を示すと考えられる。

史跡赤木名城跡の発掘調査から確認されている①11世紀後半~12世紀前半頃,②14世紀後半~15世紀代頃,③17世紀後半~18世紀前半頃の3時期について,城郭遺構の構造的変遷と関係が明らかにされているわけではない。大筋としては,①の時期は中世城郭の形態を整える以前と考えられるの段階であり、中世城郭として構造化するのが②の時期,さらに現在地表観察できる城郭の最終形態が構造化されたのが③の時期と考えられている。

### (3) 史跡赤木名城跡の特徴

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」で世界遺産にも登録されている今帰仁城跡・座喜味城跡・勝連城跡・中城城跡・首里城跡をはじめ、沖縄本島のグスク群は、琉球国の歴史を象徴する文化遺産として知られている。

しかし、「グスク」について共有されている情報は、琉球史の研究分野においても誤解されたり、知られていないものが少なくない。たとえば、グスク=アジの居城、グスク時代の開始期=大型城塞グスクの出現期、沖縄諸島のグスク=奄美群島のグスク等の理解論はよく紹介されているものであるが、必ずしも正確であるとはいえない。

日本列島の中世を俯瞰してみるならば、南西諸島に分布するグスクは、北海道に分布する「チャシ」も含めて、広義の中世城郭に含まれるものである。

南西諸島に分布するグスクは、現在の行政上では「沖縄県」と「鹿児島県」にまたがり 分布している。鹿児島県の奄美群島に分布しているグスクの実態は、十分明らかにされて いるわけでなく、今後の調査研究課題に委ねられるところが多い(本書付編2参照)。

奄美群島・沖縄諸島・先島諸島(先島諸島ではスクと称される)におけるグスク研究は、 大型城塞型グスクが多数分布し、琉球国が誕生した沖縄本島を中心に進められてきたので、 奄美群島と先島諸島については琉球国の周縁地域における事例研究として位置づけられて きた傾向が強い。また一方で、奄美群島のグスク研究も、沖縄諸島のグスク研究の進捗に 即しながら進められてきたので、奄美群島を対象とした調査研究の機会は相対的に僅少と ならざるを得ない事情も影響してきたと考えられる。

このような研究状況のゆえに、奄美群島では、まだ十分な研究情報が蓄積しているわけではないが、従前の調査研究結果から、奄美群島には(特に奄美大島には)沖縄諸島の大型城塞型グスクとは形態が異なる本土の中世山城に類似した遺跡が多数分布する事実は確認されていた。それらの遺跡の構築・使用年代や成立背景等は判然としないものの、当該事実は、中世日本の列島史的理解には欠かせない情報としてきわめて重要なものであると考えられてきた。

とりわけ赤木名城跡は、奄美群島でも規模・構造が傑出した遺跡であり、九州南方の亜熱帯海域に連なる島嶼地域にまで中世城郭に類似した遺跡(もしくは中世城郭そのもの)が分布している事実を示す代表的遺跡として、国史跡指定を受けたのである。その結果、「沖縄諸島のグスク=奄美群島のグスク」というこれまでの限定的な理解論に止まらない中世のアジア海域史像が浮かびあがりはじめている(本書付編1・2参照)。

その史跡赤木名城跡が、具体的にどのような構築物であるのか、以下で確認してみたい。 史跡赤木名城跡は、里・中金久・外金久の3集落が営まれている赤木名地区(旧赤木名村)の東端となる場所に位置している。3集落は、赤木名地区を貫流する前田川の右岸に 形成されているが、海側から外金久集落、中金久集落、里集落の順序で隣接して位置している。 その里集落の背後となる山地の南側に延びる枝尾根に、史跡赤木名城跡は所在している。

史跡赤木名城跡は、いわゆる中世城郭の範疇に含まれる自然地形を活かして構築された 城郭跡である。城郭跡が構築されている山地は、いわゆる大勝頁岩層を基盤とする堆積岩 なので、遺構は比較的造成しやすい地質であると考えられる。

尾根筋を中心に、階段状に平坦地が造成された2箇所の曲輪群と尾根をV字状に切断する複数の堀切等の遺構群が構築されている。当該遺構群が、史跡の性格を最も特徴づけるものとなる。そして尾根筋の曲輪群に連接して、集落側斜面(西側斜面)に細長い帯状の曲輪(帯曲輪)や竪堀等の構築物が配置され、防御性を高めた城郭の構造が形成されているのである。

南側曲輪群(鶴嶋 2009 で B 群と表記されている部分に当たる)は、標高 80m 前後の 尾根筋に、階段状に削平された7段の曲輪がある。尾根南側の先端部分は、東西約 30m× 南北約 40m まで尾根幅の面積が広がり、畑地として利用されていた部分に当たる。当該 曲輪の西縁部分に、小規模な土塁状の土手が構築されている。

先端部分西側に繋がる痩せ尾根に、山麓の中学校から通じている登山道があるが、もと もとの城郭施設とは考えにくく、畑地利用に伴い使用されたものではないかと考えられる。

この登山道がある痩せ尾根沿いの谷地が、史跡赤木名城跡の大手口とする所見もあるが、 城郭構造からは大手口とは考えにくい。大手口については、まだ明確に確認できていない と考えるのが妥当であり、今後の発掘調査及び現地踏査等の積み重ねが必要である。

尾根先端の南側部分は、急峻な斜面となり、山麓の平地部分に奄美市立赤木名中学校が位置している。その山麓部分には、若干の狭い緩傾斜地が形成されていて、当該部分に「観音寺跡」(奄美市指定文化財)と「秋葉神社」が所在する。

南側曲輪群の集落側斜面(西側斜面)には、おおむね8段と理解できる帯曲輪群があり、 その南北に竪堀が構築されている(北側2本、南側1本)。反対側の東側斜面は、急傾斜 の崖地形であるが、小規模な帯曲輪が3段構築されている。

北側曲輪群(鶴嶋 2009 で A 群と表記されている部分に当たる)は、史跡範囲内で最も高い標高 100m 前後の尾根筋に、4 段の曲輪が階段状に削平されている。当該曲輪の北縁部分に、土塁状の土手が構築されている。その北側は、高さ約 4m の切岸で尾根筋が切断されている。

北側曲輪群の集落側斜面(西側斜面)にも、3本の竪堀が構築されている。

尾根筋には、尾根を V 字状に切断する堀切が複数構築されている。 南側曲輪群と北側曲

輪群の間に3箇所、北側曲輪群の切岸北側に4箇所の堀切が構築されている。

以上の構造は、現段階の地表観察できる遺構について整理したものである。

発掘調査の出土遺物からは、少なくとも①11世紀後半~12世紀前半、②14世紀後半~15世紀代、③17世紀後半~18世紀前半の3時期が確認されているので、当該遺跡が長期間にわたり使用されてきた場所である様子が理解できる。この3時期に関して、今日における中世日本の列島史的理解から、奄美群島を含む南海島嶼地域の歴史的変遷を確認してみるならば、おおむね①端緒的段階、②展開段階、③後代利用段階の3段階が理解されてくる(付編1参照)。

①端緒的段階は、平安時代後期から鎌倉時代にかけての時期であり、武家政権の台頭、 日宋貿易の隆盛等に特徴づけられる時期である。またアジアに目を転じるならば、宋、高 麗、元等の大国興亡が継起した動乱の時期でもある。特に日宋貿易における南方物産交易 は、史料にみえる「キカイガシマ」に関係するとも考えられている城久遺跡群(喜界町) の規模拡大に示されるように、当該段階の遺跡形成に関わる経済活動として注意される。

②展開段階は、南北朝時代から室町時代にかけての時期であり、南北朝動乱、前期倭寇の台頭等に特徴づけられる時期である。また沖縄本島を中心に国家形成が急速に展開した時期でもある。特に三山時代から琉球国時代にかけての時期は、倭寇の活動が活発化する時期に重なり、その歴史的関係は判然とはしないが、南西諸島の島嶼地域においてもグスク・山城の中世城郭が形成されはじめるのである。赤木名城跡の中核となる構築物が形成される時期は、当該段階に当たる。

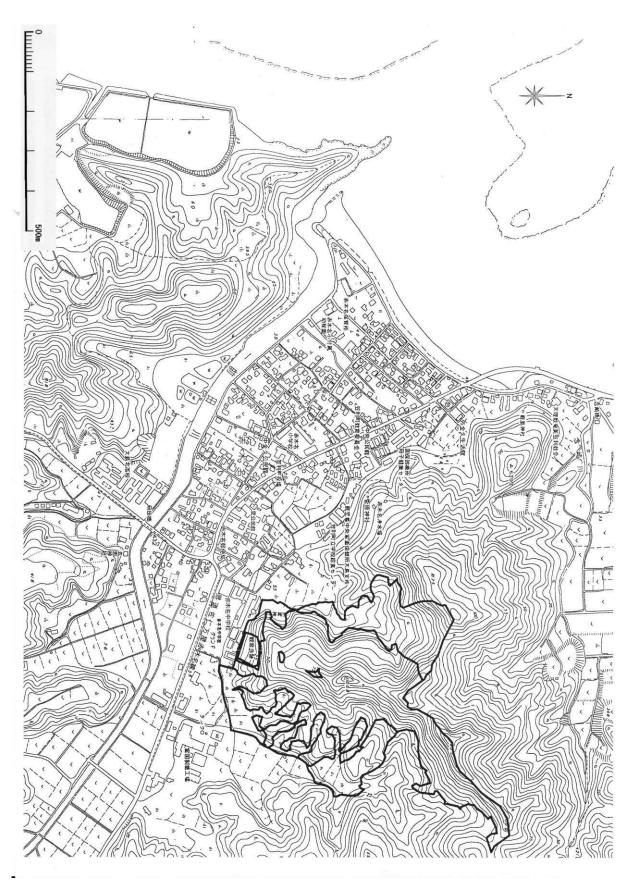
③後代利用段階は,薩摩藩が 1609 (慶長 14) 年に琉球国へ軍事侵攻した事件を契機として,薩摩藩が奄美群島の直接支配統治を開始した江戸時代初期の時期である。現在,地表観察できる赤木名城跡の遺構は,当該段階に中世段階の城跡を利用して整備された最終形態であると考えられ,薩摩藩における麓集落の空間的要素を反映させて計画的に村落再編した「赤木名村」と共に行政統治の拠点的空間を形成しているのである。

#### [参考文献]

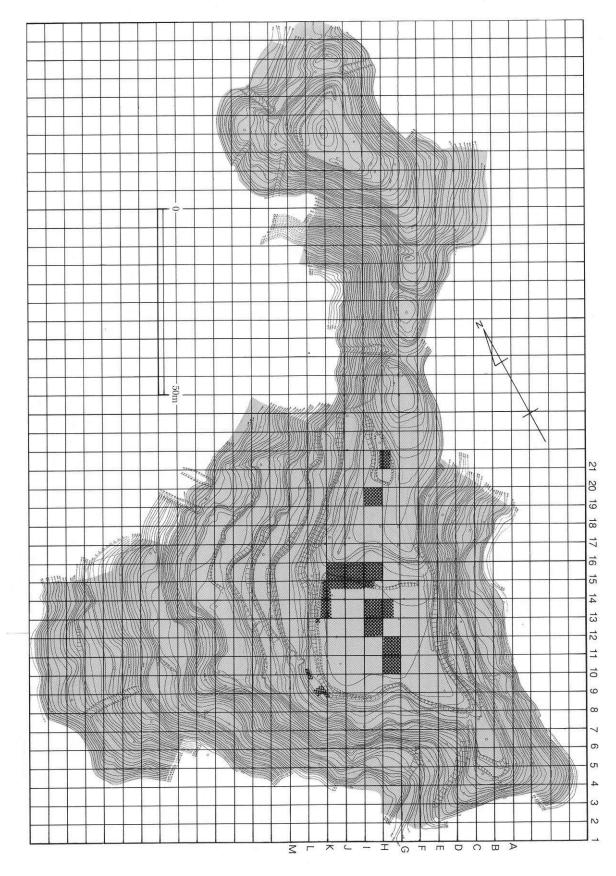
鶴嶋俊彦 2009「赤木名城の構造」『赤木名城』 奄美市教育委員会

## (4) 付編について

史跡赤木名城跡の学術的評価,歴史的意義を十分理解するためには,①史跡の成立背景,②史跡の性格,③史跡が所在する赤木名地区の歴史的理解等が不可欠である。本書から,史跡の恒久的保存管理の策定計画を確認するだけではなく,琉球史及び日本史における史跡赤木名城跡の特徴を理解できるようにするため,上記の3点について,巻末に「付編」として各論を加えて補足することとした。



-第 16 図 史跡赤木名城跡の位置と地形



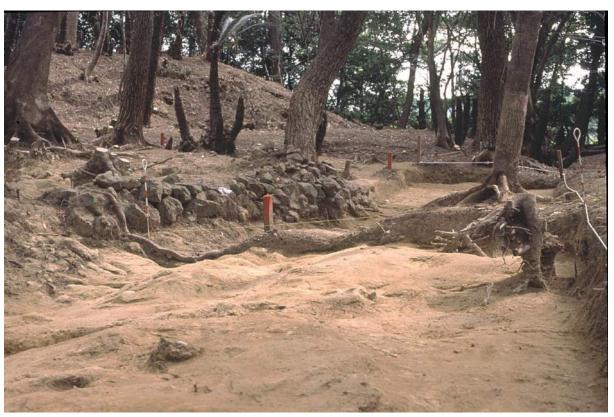
第17図 赤木名城跡発掘調査のグリッド設定

(笠利町教育委員会『赤木名グスク遺跡』, 2003年)



第 18 図 赤木名城跡の発掘調査箇所

(笠利町教育委員会『赤木名グスク遺跡』, 2003年)



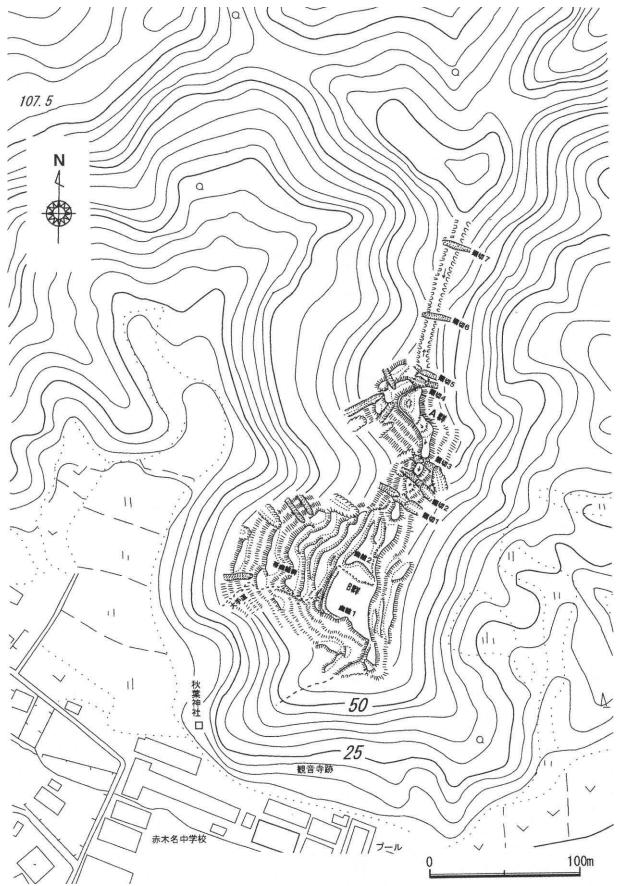
第19図 赤木名城跡の発掘調査(南側曲輪部分)



第20図 赤木名城跡の発掘調査出土遺物



第21図 赤木名城跡地形測量図



第 22 図 赤木名城跡縄張図 (奄美市教育委員会『赤木名城』, 2009 年)

# 第4章 保存管理計画

史跡赤木名城跡は,第3章5節 (2) で記載しているように中世城郭遺跡として位置づけられるものである。

今後、史跡の適切な保存管理を恒常的に維持していくため、奄美市教育委員会の保存管理計画について、まず基本方針を確認し、次いで保存管理の対象となる史跡の諸要素を具体的に整理して、それらの諸要素が史跡指定範囲内にどのように分布しているのかを、地区区分をしながら示す。

そして史跡の保存管理については、史跡の現状を変化させてしまう開発行為や自然災害等に対する一時的なものと、史跡を覆う樹林等に対する恒常的なものに大別できるので、保存管理における具体的な取り扱い方針と対応基準を本章でまとめることとする。

## 1 保存管理計画の基本方針

史跡赤木名城跡の保存管理に際して、以下の基本方針を定めるものとする。

- ①史跡の適切な状態を維持して、恒久的保存を図る。
- ②史跡の学術的調査を継続的に実施して、史跡の特徴を示す要素の学術的価値の確認を行い、個別に適切な保存を図る。
- ③周辺景観・自然環境と調和がとれていて,防災面にも配慮された史跡の保存管理 を図る。
- ④地域住民と行政の協働による史跡の保存管理に取り組み,地域の誇りとなる歴史 的空間を目指す。
- ⑤赤木名地区文化的景観事業とも連動した歴史的空間として史跡価値を向上させ、 学校教育における教材や着地型観光における資源等の多様な活用を目指す。

## 2 史跡を構成する諸要素

史跡赤木名城跡の保存管理計画に際して、その対象となるあらゆる関連要素について、 以下の3群に大別して整理する。

# (1) 史跡の本質的特徴を示す要素

まず中世城郭跡として最も構造や特徴をよく示す遺構群を対象とする。史跡の保存管理に際して、最も注意しなければならない要素群である。

中世城郭跡の特徴を示すものとして, 山地の尾根筋に構築されている堀切・切岸・曲輪・ 土塁等の遺構群は, 最も明瞭で重要な要素である。加えて山地の斜面に構築されている曲 輪・竪堀・切岸の遺構群も, 中世城郭跡を構成する要素として重要である。 以上の地表で視覚的に確認できる構成要素に加えて、地下に埋蔵されているピット・土 坑等の遺構も含めて考えなければならない。

史跡の本質的特徴を示す要素を整理するならば、以下のとおりである。

- ○尾根筋の城郭遺構群(曲輪・堀切・十塁・切岸)
- ○斜面地の城郭遺構群(帯曲輪・竪堀・切岸)
- ○地下に埋蔵されている遺構 (ピット・土坑等)

### (2) 史跡に関連の深い要素

史跡赤木名城跡を理解する上で、城郭が構築されている山地の自然地形は、史跡を考える上で関連が深く、考慮しておかなければならない重要な要素である。城郭の入口施設となる大手口が確認できていないので、特に遺構が構築されている山地集落側(西側)斜面の自然地形には注意が必要である。

史跡赤木名城跡の山麓には、薩摩藩統治時代に建立されている「観音寺跡」「秋葉神社跡」 及び移転された「秋葉神社」が所在している。これらは、里集落から「神山」と呼ばれる 聖地として信仰対象化されていた史跡赤木名城跡を含む山地の性格を理解する上で、注意 しておかなければならない要素である。また薩摩藩統治時代における赤木名城跡の利用に ついて考えるためにも、看過できない要素である。

観音寺跡は、史跡赤木名城跡の山麓にある奄美市立赤木名中学校の背後に所在している。 島津家歴代の菩提寺である曹洞宗玉龍山福昌寺の末寺として、延宝3 (1675) 年に瑰宝守 柏大和尚位が開山したものである。その後、寛政 13 (1801) 年に仮屋が名瀬の伊津部仮 屋に移転されると、観音寺も名瀬の旧墓地の隣接地に移転されている。観音寺跡は、奄美 市指定文化財に指定されている。

秋葉神社跡は、史跡赤木名城跡の尾根筋に至る山道途中に所在する。急斜面地に狭小な平地を削平して建てられていたが、現在は史跡赤木名城跡の山道入口部分に移転されている。コンクリート製の社殿に建て替えられている。跡地に安永 5 (1776) 年の刻銘がある手水鉢が残されている。

史跡に関連が深い要素を整理するならば、以下のとおりである。

- ○自然地形 (史跡指定範囲内外)
- ○秋葉神社跡の平地(史跡指定範囲内)
- ○観音寺跡の平地(史跡指定範囲外)

### (3) 史跡の保存管理上で調整が必要な要素

史跡赤木名城跡は、山地の自然地形を活かして構築されているので、当該史跡が構築されている範囲は、全面樹林に覆われている。これら樹林は、総じて樹齢が若く、高木化しているものは多くはない。しかし、樹林の成長も早いので、里山として既に人為的管理が行われていない現状を考えるならば、樹林管理は、今後の史跡の保存管理において、恒常的管理が必要な要素として注意しなければならない。当該管理については、第4章5節であらためて取り扱い基準等について整理してある。

史跡赤木名城跡が所在する山地の両側は,土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」 に指定されているほか,集落側斜面(西側斜面)から赤木名中学校側斜面(南側斜面)は 「土砂災害警戒区域」にも指定されているので、崩壊する危険性がある急傾斜地は、自然 災害発生時には緊急の調整が必要になる要素として認識しておかなければならない。

また戦前戦後に、史跡を含む山地の尾根部分・斜面部分一帯が耕作地として利用されていたため、山麓に所在する奄美市立赤木名中学校の裏手から尾根筋に通じる山道が存在していて、現在も史跡赤木名城跡の見学道として利用されている。この山道も、史跡見学等の活用や安全確保の上で考慮しなければならない要素である。

加えて史跡範囲外になるので、史跡赤木名城跡の保存管理計画における直接的な対象要素となるものではないが、同一山地に所在する中金久集落の「菅原神社」、外金久集落の「厳島神社」も、秋葉神社と一緒に、幕末の古地図に「弁天跡」「墓地跡」として記載されているので、聖地(神山)としての山地の性格を理解する上で、注意しておく必要がある要素である。

菅原神社は、史跡赤木名城跡が所在する山地の中金久集落背後の山麓斜面に所在する。 前述したように、幕末の古地図には「弁天跡」として記載されていて、もともと斜面中腹 に建てられていたが、社殿改修工事に伴い、現在までに二度にわたり神社の位置を斜面下 側に下げて変えている。宝永7 (1710) 年に寄進された鰐口がある。社殿はコンクリート 製に建て替えられている。

厳島神社は、史跡赤木名城跡が所在する山地の海岸外金久集落背後の山麓に所在する。 幕末の古地図には神社の記載は認められないが、墓地跡として記載されているので、聖地 (神山)としての性格の一端がうかがえる。宝永7(1710)年に寄進された鰐口と天保9 (1838)年に寄進された弁才天石像がある。社殿はコンクリート製に建て替えられている。 史跡の保存管理上で調整が必要な要素を整理するならば、以下のとおりである。

- ○森林(史跡指定範囲内外)
- ○急傾斜地(史跡指定範囲内外)
- 〇山道(史跡指定範囲内外)
- ○菅原神社(史跡指定範囲外)
- ○厳島神社(史跡指定範囲外)

		史跡の特徴を示す要素	史跡に関連の深い要素	史跡の保存管理上で 調整が必要な要素
史跡指定範囲内山地	尾根筋	・尾根筋の城郭遺構群 (曲輪・堀切・土塁・切岸) ・地下に埋蔵されている遺構 (ピット・土坑等)	・自然地形	・森林 ・斜面地(急傾斜地)
	四 渉	・斜面地の城郭遺構群 (帯曲輪・竪堀・切岸)	・秋葉神社跡 ・自然地形	・山道 ・森林 ・斜面地(急傾斜地)
史跡指定範囲外山地	尾根筋		・自然地形	・森林 ・斜面地(急傾斜地)
	斜面		・観音寺跡 ・自然地形	・山道 ・森林 ・斜面地 (急傾斜地) ・菅原神社 ・厳島神社

第6表 史跡を構成する諸要素

## 3 史跡の構成要素による地区区分と保存管理

### (1) 保存管理計画対象地域の大別

まず史跡赤木名城跡の史跡指定範囲を基準として、保存管理計画の対象となる地域を大別して示す。

さらに史跡指定範囲内・範囲外の地域について,遺構群が構築されている自然地形に従い,尾根筋と斜面に大別しながら,史跡を構成する諸要素を以下のように整理する。

#### ①第1種地域(史跡指定範囲内山地)

史跡赤木名城跡の特徴を示す遺構群が集合している史跡指定範囲の山地部分である。遺 構群が構築されている地形から、尾根筋と斜面に大別する。

#### ②第2種地域(史跡指定範囲外隣接山地)

史跡赤木名城跡の隣接山地部分である。史跡指定追加予定地を中心とする。第1種地域 に準じて、尾根筋と斜面に大別する。

	5	史跡の特徴を示す要素	史跡に関連の深い要素	史跡の保存管理上で 調整が必要な要素
第1種地域	尾根筋	・堀切・切岸・曲輪・土塁・建物跡・土坑等	・自然地形	・森林 ・斜面地(急傾斜地)
(史跡指定範囲内山地)	斜面	・帯曲輪・竪堀	・秋葉神社跡 ・自然地形	<ul><li>・山道</li><li>・森林</li><li>・斜面地(急傾斜地)</li></ul>
	尾根筋		・自然地形	・森林 ・斜面地(急傾斜地)
第2種地域 (史跡指定範囲外隣接山地)	斜面		・観音寺跡 ・自然地形	<ul><li>・森林</li><li>・斜面地(急傾斜地)</li><li>・山道</li><li>・菅原神社</li><li>・厳島神社</li></ul>

第7表 保存管理計画対象地域の大別

# (2) 地区別の保存管理方針

次に、保存管理計画の対象地域について、第1種地区・第2種地区の地域大別をふまえながら、史跡を構成する諸要素を具体的に整理し、それらの諸要素がどのように分布しているのか、遺構分布と自然地形との関係を考慮し、以下の5地区に区分する。

そして, 史跡を構成する諸要素の在り方から, 地区別に史跡の保存管理方針を示しておく。

地区区分	地区概要	該当遺構・文化財等
A	遺構が認められる尾根筋(第1種地域)	堀切・切岸・曲輪・土塁
В	遺構が認められる斜面(第1種地域)	竪堀・帯曲輪
С	遺構が認められない尾根筋・斜面(第1種地域)	(今後の調査で遺構確認も実施する)
D	遺構が認められない尾根筋・斜面(第2種地域)	(今後の調査で遺構確認も実施する)
Е	施設がある斜面(第1種地域・第2種地域)	山道

第8表 保存管理計画対象地域の地区区分

A 416157	とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
A地区	遺構が認められる尾根筋(第1種地域)
①該当遺構	堀切・切岸・曲輪・土塁
	○尾根筋に、堀切をはじめとする遺構群が連続して構築されていて、史跡の特徴が最も解りや
	すいため、山道から登り、公開されている部分である。
	○全体的に樹木に覆われているため、遺構部分にも樹木が分布している。
	○尾根筋は、通路としても利用されている。
	○尾根筋を切断して構築されている堀切・切岸の切断部分の保存状態は良好である。
	〇曲輪部分は、昭和30年代まで耕作地として利用されていたが、確認調査の結果、地下に埋
	蔵されている文化層(第3層)の状態は良好である。
②保存状況	○南側曲輪群 (B群) は、測量調査・確認調査の際に、覆われている樹木を間伐しているので、
	保存状態は良好である。ただし、間伐した分、日当たりがよくなり、雑草がやや茂りやすい。
	○北側曲輪群 (A群) キュ、測量調査・確認調査の際に、覆われている樹木を間伐しているので、
	保存状態は良好である。やはり間伐した分、日差しがよくなり、雑草がやや茂りやすい。
	○土塁は、樹木に覆われている尾根筋の縁辺部分に構築されているので、日当たりが悪く、雑   # 1
	草が茂りにくいため、保存状態は良好である。
	○鹿児島県指定の「土砂災害警戒区域」に含まれている。
	○堀切を中心とする史跡の特徴をよく示す遺構群が見学できる中核的地区なので、史跡に対す
③基本方針	る理解を深められるような環境を整えていく。
(3) 基本万町	○北側曲輪群 (A 群) は、赤木名地区の3集落を眺望できる適地であるので、眺望を確保して、
	赤木名城跡の周辺地形を理解しやすく、地域住民にも親しみやすい環境を整えていく。
	○倒木や樹根等による遺構の一部損壊が発生する可能性があるので、森林景観の保全や自然地
	形の維持に影響がないように留意しながら、遺構保存のために定期的な植生管理を実施する。
	○史跡の見学に適した環境を整えるため、定期的に雑草の伐採、低木の枝剪定、枯枝の除去等
④保存管理方法	を実施する。
	○史跡の見学については,急傾斜地に転落する等の危険性も想定されるので,見学者の安全確
	保に細心の注意を払い、
	○計画的な発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。

第9表 A 地区の保存管理方針

B地区	遺構が認められる斜面(第1種地域)
①該当遺構	竪堀・帯曲輪
②保存状況	<ul> <li>○全体的に樹木に覆われているため、遺構部分にも樹木が分布している。</li> <li>○斜面地をV字状に掘り込んで構築されている竪堀の保存状態は良好である。</li> <li>○帯曲輪は、急斜面地が階段上に削平されて、不定形の平坦地が地形に即しながら構築されている。</li> <li>○帯曲輪の大半は、昭和30年代まで耕作地として利用されていたと考えられるが、階段状に削平されている構造の保存状態は良好である。</li> <li>○鹿児島県指定の「土砂災害警戒区域」に含まれている。</li> </ul>
③基本方針	○急傾斜地であり、遺構群の見学には適していない。現状保存を基本として、遺構群の適切な 維持管理に努める。
④保存管理方法	<ul><li>○倒木や樹根等による遺構の一部損壊が発生する可能性があるので、森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように留意しながら、遺構保存のために定期的な植生管理を実施する。</li><li>○遺構保存に十分配慮しながら、森林景観の保全と自然地形の維持に努める。</li><li>○計画的な発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。</li></ul>

# 第 10 表 B 地区の保存管理方針

C地区	遺構が認められない尾根筋・斜面(第1種地域)
①該当遺構	不明
②保存状況	○全体的に樹木に覆われている。
全/术行///L	○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針      〇森林景観の保全と自然地形の維持に努める。	
	○森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように、適切な植生管理を行う。
	○計画的な地形踏査・発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努
④保存管理方法	める。
	○今後の調査により、遺構が確認された場合には、A地区またはB地区と同様の取り扱いに変
	更する。

## 第11表 C 地区の保存管理方針

D地区	遺構が認められない尾根筋・斜面(第2種地域)
①該当遺構	不明
②保存状況	<ul><li>○全体的に樹木に覆われている。</li><li>○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。</li></ul>
③基本方針	○森林景観の保全や自然地形の維持に努める。
④保存管理方法	<ul><li>○森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように、適切な植生管理を行う。</li><li>○計画的な地形踏査・発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。</li><li>○今後の調査により、遺構が確認された場合には、A地区またはB地区と同様の取り扱いに変更する。</li></ul>

### 第12表 D地区の保存管理方針

E地区	施設がある斜面(第1種地域・第2種地域)
①該当遺構	(山道)
②保存状況	○尾根筋を耕作地として利用していた時期に、耕作地まで登るために設けられた通路である。
<b>公木1子八</b> 九	○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○通路としての利用を継続する。
	○史跡の見学に適した環境を整えるため、定期的に雑草の伐採、低木の枝剪定、枯枝の除去等
	を実施する。
④保存管理方法	○史跡の見学については、急傾斜地に転落する等の危険性も想定されるので、見学者の安全確
	保に細心の注意を払い、危険な要素を減らしていくよう努める。
	○遺構を損壊しないことを前提としながら、将来的により安全性の高い山道を検討していく。

# 第 13 表 E 地区の保存管理方針



- 49 -



第24図 第1堀切(A地区)



第25図 第2堀切(A地区)



第 26 図 第 3 堀切(A 地区)



第27図 北側曲輪群切岸(A地区)



第28図 南側曲輪群土塁(A地区)



第29図 観音寺跡 (D·E地区)

### 4 現状変更に対する取り扱いの方針及び基準

### (1) 現状変更の許可区分と手続

- ①現状変更の許可を要しない行為
  - a 維持の措置
  - b 非常災害のために必要な応急的措置をとる場合
  - c 保存に影響を及ぼす影響が軽微である場合
- ②現状変更の許可が必要な行為で、軽微な現状変更または保存に重大な影響を及ぼさない 行為
- ③現状変更の許可が必要な行為で、重大な現状変更または保存に重大な影響を及ぼす行為 ④現状変更を認めることができない行為

### (2) 現状変更における法的根拠

「文化財保護法」第 125 条に「現状変更等の制限及び原状回復の命令」として、下記の 規定が記されている。

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には,第43条第3項の規定を,第1項の規定 による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

史跡内における現状変更については、第 125 条第 1 項の規定で「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と制限が設けられていて、原則的に文化庁長官の許可が必要とされている。

史跡内における現状変更許可の手続を必要としない場合は、「ただし、現状変更について

は維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」と定められている。

また文化財保護法施行令第5条第4項には、市で実施できる現状変更許可(史跡への影響が軽微であるもの)について、下記の規定がある。

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が2以下で,かつ,地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって,建築面積(増築又は改築にあつては,増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築,増築,改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築, 増築, 改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては, 建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。) であつて, 指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修 又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又 は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を 伴わないものに限る。)
- ニ 法第 115 条第 1 項 (法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。) に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置,改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- へ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については,危険防止のため必要な伐採に限る。)
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定 区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が 町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象と する場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係る もので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をい う。) における現状変更等

- 二 法第 130条(法第 172条第 5項において準用する場合を含む。)及び第 131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125条第 1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 文化庁長官は、前項第1号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 6 第4項第1号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 7 第1項本文,第2項本文,第3項及び第4項の場合においては,法の規定中これらの 規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は,都 道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用がある ものとする。

文化財保護法に定められている第43条(現状変更等の制限),第53条(所有者等以外の者による公開),第54条・第55条(保存のための調査)関係については,この文化財保護法施行令第5条により、県及び市で行うべき事務の範囲が定められている。

現状変更に関わる行為については、いずれの場合においても、関係機関と協議、調整を 十分に行う必要がある。特に計画段階における事前協議の実施が、手続を円滑に進めてい く上で重要である。

# (3) 現状変更の許可申請が必要となる行為

次に、史跡赤木名城跡で現状変更の許可申請が必要となる「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」について、想定される事項を具体的に確認しておきたい。

第1種地区とした史跡赤木名城跡の史跡指定範囲内の山地については、樹林に覆われていて、現在、地元住民の日常生活に直接関わる居住施設や関連施設等は認められない。また畑地も放棄されていて、耕作等の生業活動もほとんど行われていない。

そのため、史跡の恒久的保存管理を第一に考えるならば、林地における樹林の倒木、樹根の成長等による遺構損壊を未然に防ぐための計画的伐採に対応する場合がまず想定されるところである。あわせて史跡保存整備事業に関わる発掘調査や史跡整備等も考慮しておく必要がある。

第2種地区とした史跡赤木名城跡の史跡指定範囲外の隣接山地についても、樹林に覆われていて、大半の部分は、第1種地区と同様に地元住民の日常生活に直接関わる居住施設は認められない。やはり畑地も放棄されていて、耕作等の生業活動もほとんど行われていない。

しかし、今後の追加指定が計画されている里集落側の山腹には秋葉神社が祀られていて、 当該箇所が史跡追加指定された場合、神社建て替えや神社参拝に関わる周辺整備等の開発 行為に対する現状変更等の対応が生じる可能性も考えておかなければならない。

以上の想定をふまえて、史跡赤木名城跡で現状変更の許可申請が必要となる開発行為等について確認すると、次の①から⑥の行為に整理できる。

- ①建築物の新築・増築・改築・除去
- ②簡易工作物の新築・増築・改築・除去
- ③森林の伐採・植林
- ④土地造成(掘削・盛土)等による地形改変
- ⑤自然災害等における防災工事
- ⑥発掘調査及び保存整備

## (4) 現状変更に対する取り扱い基準

前節で整理した①~⑥の行為について,第1種地区(史跡指定範囲内山地)と第2種地区(史跡指定範囲外隣接山地)における開発行為等に際して,現状変更に対する基本的な考え方を整理しておく。

#### ①第1種地域(史跡指定範囲内山地)

史跡の中核となる遺構群について、恒久的保存を図ることが最も重要な目的であるので、 ①建築物の新築や④地形改変等の現状変更は原則的に認めない。

ただし、今後、史跡活用に向けて、見学者の利便性や安全確保を図るために階段や柵等の②簡易工作物を設置する整備事業等も考えられるので、史跡整備に伴う場合については例外として、それ以外の現状変更は基本的に抑制していくことになる。

史跡範囲内に繁茂している樹林については、間伐等も行われなくなり、山林の持続的管理が行われていない。遺構の良好な保存状態を維持していくために、史跡の保護に影響を与えない範囲で、③樹木の伐採や倒木の撤去等は、適切に進めていく。

史跡が所在する山地の東西両側は、土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」に、また山地西側と南側の急傾斜地は「土砂災害警戒区域」に指定されているので、⑤自然災害の防災工事や自然災害発生時の応急的工事等の人命財産に関わる対処については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、速やかに実施するものとする。

史跡の構築使用年代や構造変化を明らかにするため等の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、調査目的が明確かつ史跡保存に適切に配慮されたものだけを計画的に実施していく。以下、当該地域に含まれる A 地区から C 地区の 3 地区における現状変更の取り扱い基準について、整理して示しておく。

	・原則として現状変更は認めない。
①建築物の新築・増築・改築・除去	・建物施設は、史跡整備に伴うものしか認めない。
	・原則として現状変更は認めない。
	・見学者の利便性、安全確保を図るための階段・柵等の施設は、文化庁
②簡易工作物の新築・増築・改築・除去	文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育
	委員会と協議を行い,遺構の保存に十分配慮できるものだけ認める。
	・原則として現状変更は認めない。
③森林の植林・伐採	・史跡整備に伴う景観維持等の目的を有するものに限られる。
	・伐採は、奄美市教育委員会と協議の上、遺構に影響を与えない方法を
	確認したものだけ許可する。
④土地造成(掘削・盛土)等による地形改変	・史跡の保存に配慮されたものや史跡整備に伴うものを除き、地形改変
(工) 一直工) 寺による地が久	は原則として認めない。
	・自然災害の防止工事については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県
	教育庁文化財課埋蔵文化財係の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員
	会と協議を行い,史跡の保存に十分配慮されたものについて認める。
⑤自然災害等における防災工事	・自然災害発生時の応急的工事については、住民の人命財産の安全確保
	を最優先として至急実施する。その際も、文化庁文化財部記念物課・鹿
	児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協
	議を行いながら実施する。
	・遺構群の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化
⑥発掘調査及び保存整備	財課の指導を受け,鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い,調査目
	的が必要なものだけ認める。
特記事項	
許認可の権限区分	文化庁あるいは奄美市教育委員会

第14表 第1種地域 A·B·C地区の現状変更に関する取り扱い基準

#### ②第2種地域(史跡指定範囲外隣接山地)

当該地域も、①~⑤の開発行為等に対する対応は、第1種地域と同様の取り扱いが望ましい。史跡範囲や関連施設等を明らかにするため等の発掘調査や山麓に所在する奄美市指定文化財「観音寺跡」の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、調査目的が明確かつ適切なものだけをできるだけ計画的に実施していく。

①建築物の新築・増築・改築・除去	・第1種地域と同様の取り扱いが望ましい。	
②簡易工作物の新築・増築・改築・除去	・第1種地域と同様の取り扱いが望ましい。	
③森林の植林・伐採	・第1種地域と同様の取り扱いが望ましい。	
	・伐採に際しては、奄美市教育委員会と協議を行う。	
	・現状保存を原則とする。	
④土地造成(掘削・盛土)等による地形改変	・やむを得ない場合が生じた際は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県	
	教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行う。	
	・自然災害の防止工事については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県	
	教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行	
	い,史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。	
⑤自然災害等における防災工事	・自然災害発生時の応急的工事については、住民の人命財産の安全確保	
	を最優先として至急実施する。その際も、文化庁文化財部記念物課・鹿	
	児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協	
	議を行いながら実施する。	
(6)発掘調査及び保存整備	・史跡指定範囲外の山地における発掘調査についても、文化庁文化財部	
<u> </u>	記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受けて実施する。	
	・史跡指定されていない追加指定予定地について,保存の必要がある遺	
	跡範囲として、埋蔵文化財包蔵地の取り扱いを行う。	
特記事項	・関連文化財群として、奄美市指定文化財である観音寺跡・大島代官所	
	跡の2箇所については、市指定史跡及び埋蔵文化財包蔵地としての取り	
	扱いを行う。	
許認可の権限区分	文化庁あるいは奄美市教育委員会	
# 45 + # 0 12 U.O. D. U.E. 6 12 U.E. 7 12 U.E. 7 12 U.E. 7 14 U.E.		

第15表 第2種地域 C·D 地区の現状変更に関する取り扱い基準

### 5 植生管理に対する取り扱いの方針及び基準

第4章1節の「保存管理計画の基本方針」①③に示す史跡指定地における日常的維持管理営為の主たるものは、樹林や草木の管理である。

史跡指定範囲内には、森林法第25条に基づく保安林は含まれていない。

第4章2節(3)に記したように、かつて史跡指定地は、耕作地や里山として利用されていたが、昭和40年代以降は次第に利用されなくなり、放置された結果、樹林に覆われた状態となり今日に至る。特に里山として樹林の伐採、利用が消失したため、高木化が進んでいる樹種も認められるが、樹林の様相としては総じてまだ樹齢が若い。

史跡指定後,一部の高木については剪定等の管理を適宜実施してきたが,史跡指定地全般について,立木倒木,樹根侵入等の遺構群の保存に影響を与えるものも想定しながら,日常的な剪定・伐採等の対策が必要である。今後の適切な植生管理により,良好な状態の維持を図らなければならない。

第4章3節・4節と重複する内容が含まれるが、以下で史跡指定地における植生管理を中心に、あらためて内容を整理して、具体的方法を示す。

### (1) 日常的維持管理

- ・北側曲輪群 (A 群) を中心に、樹林が繁茂して、尾根筋からの眺望が悪くならないよう に、必要に応じて樹林の伐採を実施する。
- ・樹林の伐採に際しては、景観維持、自然保護の観点にも十分配慮して、専門家の指導を受けながら実施する。
- ・南側曲輪群 (B群)を中心に、尾根筋の平坦地に、高茎草本、つる植物、荒地雑草等が繁茂しないように、適宜、刈取・除草作業を実施する。
- ・鳥類等により、荒地雑草等に混じり発生する実生の低木についても、適宜、伐採を実施する。
- ・倒木が確認された場合には、発見者は奄美市教育委員会に速やかに連絡を入れ、関係者による協議・視察を行い、倒木を史跡指定範囲外に搬出するようにする。同時に倒木の木根部分についても、遺構が損壊していないか必ず確認する。

## (2) 危険木の除去

- ・立ち枯れした樹木、風水害等により損傷を受けた樹木については、必要に応じて剪定・ 伐採等の適切な処置をとる。
- ・木根が遺構の現状保存に影響を及ぼす可能性がある場合, その樹木の伐採を行い, 枯ら した後, 木根を腐朽させてから除去する。

# (3) 樹林管理

・樹林管理については、自然保護の観点からも配慮して、専門家の指導を受けながら、適

切な植生環境の維持に努める。

・高茎草本が繁茂してきた場合には、景観保全や安全確保の観点から、適宜、刈取・伐採作業を実施する。

### 6 史跡指定範囲における関係法規制

史跡指定範囲内における文化財保護法以外の関係法規制についても,以下のとおり確認する。

樹林に覆われている史跡一帯の山地には、森林法により定められている各種「保安林」は存在しない。

関係法規制として注意しなければならないのは、史跡が所在する山地の東西両側に指定されている土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」並びに山地西側と南側の急傾斜地に指定されている「土砂災害警戒区域」である。

#### [土石流危険渓流地域]

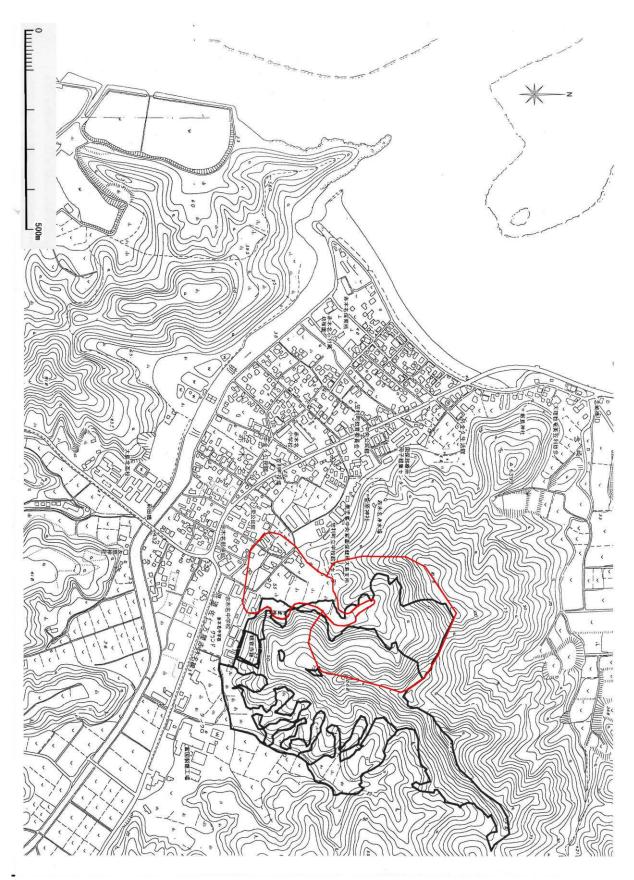
土石流危険渓流は、都道府県が実施する土砂災害危険箇所基礎調査により、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢を指す。人家5戸以上、官公舎・病院・福祉施設等の重要施設を有する渓流が「土石流危険渓流Ⅰ」、人家1~4戸を有する渓流が「土石流危険渓流Ⅱ」、人家等はないが今後の住宅立地等が見込まれる渓流が「土石流危険渓流Ⅲ」に区分されている。

史跡が所在する山地の西側(集落側)の谷地は、「土石流危険渓流 I」に指定されている。 史跡追加指定予定区域に砂防ダムが2箇所設置されている。また史跡が所在する山地の東側の谷地は、「土石流危険渓流 II」に指定されている。史跡指定範囲の外側の谷地に砂防ダムが2箇所設置されている。地域住民に周知して避難等の啓発に利用する性格のもので、現段階で法規制があるわけではないが、今後の鹿児島県における防災計画が進められていく中で工事計画が生じる可能性もあり、関係機関には史跡の所在を周知徹底して、常に連携しておく必要がある。

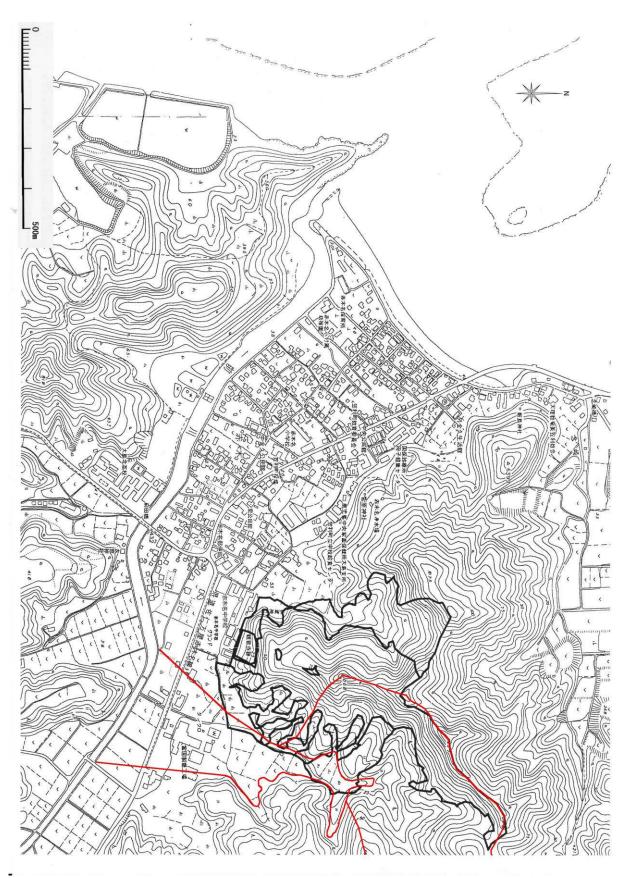
#### [土砂災害警戒区域]

土砂災害警戒区域は、崖崩れ等が発生した時に、住民等の生命に危害が生じる恐れがある区域である。黄線枠内は、土砂災害を防ぐために避難等に関することを住民に周知、啓発するために特に整備すべき地域であり(土砂災害防止法施行令第2条)、赤線枠内は、住宅建設に対する法規制があるが(土砂災害防止法施行令第3条)、それ以外の法規制はない。

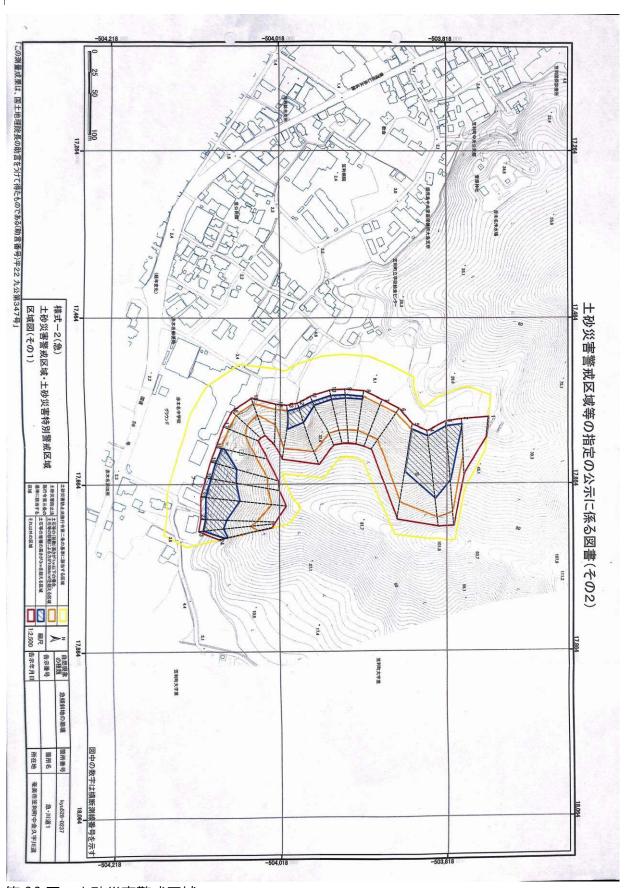
史跡の保存管理に際しては、史跡指定範囲内も、土砂災害警戒区域に含まれているので、 今後の鹿児島県における防災計画の取り組み過程で工事計画等が生じる可能性もあり、関係機関には史跡の所在を周知徹底して、常に連携しておく必要がある。



-第 30 図 土石流危険渓流 I 区域



-第 31 図 土石流危険渓流 II 区域



第32図 土砂災害警戒区域

# 第5章 今後の課題

## 1 今後の史跡活用に対する考え方

史跡赤木名城跡が持つ歴史的重要性を人々に理解してもらうためには、史跡を活用した 今後の啓発普及活動が欠かせない。

史跡赤木名城跡における尾根筋の北側曲輪群には,前田川右岸に営まれている里・中金久・外金久の赤木名地区 3 集落を俯瞰できる眺望絶佳の場所がある。「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」で会議を重ねる過程でも,赤木名地区 3 集落の地元委員からは,①地域住民の健康増進にも繋がる憩いの空間として気軽に登れる場所としての活用,②史跡赤木名城跡から見ることができる赤木名地区 3 集落の眺望を活かした観光資源としての活用,③里集落の秋葉神社,中金久集落の菅原神社,外金久集落の厳島神社は,旧暦 6 月に行われる伝統的行事「六月灯」や「初詣」等の参拝や日頃の清掃奉仕活動等,集落コミュニティー形成の場所であり,史跡活用と連動させた神社利用の活性化,④史跡が所在する山地の山麓にある奄美市指定文化財「観音寺跡」は,現在草木に覆われた状態であるが,薩摩藩統治時代に赤木名村に赴任した歴代代官たちの崇敬した寺院であり,島津家歴代の菩提寺である曹洞宗玉龍山福昌寺の末寺であるという由緒ある歴史もふまえて,地域住民や観光客の憩いの場所となる拠点的空間としての活用,⑤100 年以上の歴史がある赤木名地区の「招魂祭相撲」で力士たちが力水を汲む奄美市立赤木名中学校裏手の山麓のイジュンゴ(湧水)を史跡と連動させて活用する等,地域に根ざしたさまざまな意見が提起されてきた。

そうした今後の活用については、奄美市笠利総合支所が平成 25・26 年度に取り組んでいる「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」が、笠利町における文化財群を網羅的に把握して、観光資源として活用しようと計画しているので、当該計画を実践していく後続事業等とも連携を図りながら多面的な史跡の啓発普及活動の展開を図る必要がある。

史跡の見学者等の安全確保を第一に図り、当面の措置として、市民総合賠償補償保険等による対応も検討しながら、上記の取り組みに即して史跡の活用に必要な取り組みを進めることとする。

# 2 今後の保護管理体制の充実

最後に、史跡の恒久的保存に向けた今後の保存管理体制について、まとめておく。

第1章第1節(3)で記載しているように、まず本書『史跡赤木名城跡保存管理計画書』を奄美市教育委員会、奄美市役所笠利総合支所、赤木名地区3集落をはじめとする関係機関・関係者に常備し、常に利用できる環境を整えておかなければならない。奄美市役所の定期人事異動や赤木名地区3集落の町内会役員改選等があるので、関係機関・関係者に毎年文書送付をする等の対応が必要である。

次に史跡指定されていない追加指定予定地について、保存の必要がある遺跡範囲として、 埋蔵文化財包蔵地の取り扱いを行う。あわせて関連文化財群として、奄美市指定文化財の 「観音寺跡」「大島代官所跡」の 2 箇所についても、市指定史跡及び埋蔵文化財包蔵地と しての取り扱いを行う。当該措置により、文化財保護法により、史跡指定されていない箇 所についても一定の保護が可能になる。

今後、地形踏査・発掘調査の計画的実施を重ねて、大手口・曲輪群の位置づけ等の城郭 跡の構造的把握を深化させるとともに、城郭跡の構築使用年代や構造変化等を理解するた めの基礎的情報を蓄積させていく計画的な調査研究が必要である。

また、地域住民の理解・協力を得ながら、史跡の多面的活用を推進して、史跡の普及活用を図る必要がある。

そのためには、今後、史跡及び周辺の保存管理に必要な体制のさらなる充実を図るとと もに、史跡赤木名城跡の整備活用計画を立案することも視野に入れながら、様々な活用施 策について検討していくことが必要である。